

令和3年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年 3月10日 (水)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	令和3年 3月10日 (水) 午前 8時58分
閉 会 日 時	令和3年 3月10日 (水) 午後 3時55分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1名

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 3 9 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 0 号	鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	原案可決
第 4 1 号	鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 6 号	令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 6 1 号	令和 3 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 清水 洋
 市民生活部副部長 関口 泰清
 自治振興課長 伊藤 正一
 市民生活部参事兼
 危機管理課長 小川 哲夫
 市民課長 新井 隆司
 市民課副参事 川又 敦子
 国保年金課長 野口 豊和

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 外島洋志男
 環境課長 大島 和之
 環境課副参事 長澤 和弘
 農政課長 山崎 淳一
 農政課副参事 藤村 弥
 環境経済部副部長兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年
 商工観光課長 清水 健紀
 環境経済部副部長兼
 道の駅整備プロジェクト
 高阪 清
 道の駅整備プロジェクト課長
 秋山 信行
 吹上支所副支所長 吉田 勝彦
 川里支所副支所長 加藤 勝美

書 記 岡崎 夏子
 書 記 中島 達也

(開議 午前8時58分)

(委員長) 本日の会議を開きます。

引き続き質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) それでは、議案第45号の令和3年度鴻巣市一般会計予算の質疑をいたします。大きな項目ごとに分けていきたいので、ページ順ではなくなくなってしまう可能性がありますので、ご了承いただきたいと思います。まず、歳入16ページで、歳出322ページの消防費について伺っていききたいと思います。消防費、予算全般的に見ていきますと、全体的には今年度、令和2年度は369億だったのでしたっけ。それが360億ということで、若干減額されているのですが、その中で大きく減額されている項目というのはそんなにはない。ただ、その中で消防費は昨年と比べて減額になっているという部分で伺っていききたいと思います。令和3年度の予算16億6,513万4,000円という、それは前年に比べて1億1,709万1,000円減額となっています。この予算の大部分は県央の広域事務組合の消防負担金というふうになっていますが、これも2,720万9,000円の減額。県央の事務組合消防予算の減額だと思いますが、特に防災費が8,608万5,000円減額となっている主な要因について、まずは伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼危機管理課長) おはようございます。答弁させていただきます。

まず、県央広域の事務組合の負担金の減額につきましては、合併15年を迎えまして、基準財政需要額が来年度から一本算定になります。これは特例といたしまして、鴻巣、吹上、川里が合併したことによりまして、それぞれの市、町で算定した場合と、16年目からは鴻巣市単独で基準財政需要額を算定した場合とで変わりますので、鴻巣分が減額になります。その分、桶川、北本分の負担金が多くなるという仕組みになっております。

それと、防災費の減額につきましては、今年度マンホールトイレを小学校4校、それから太陽光パネルつき照明灯の工事を小学校11校に行っておりまして、その工事費が7,210万円という予算を計上しておりましたので、その分が減額になりますので、それが影響して防災費が減額となっ

ております。

以上です。

（野本） そうしますと、減額となった要因は明確なので、防災に関する施策が昨年よりも後退するということはないということによろしいでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）令和3年度予算ではございませんが、防災備蓄センターの建設であったりを予定しておりますので、それに伴って建設は建物ができますけれども、今度中身の購入も行いますので、防災費を比べると決して後退するという考えは持っておりません。

以上です。

（野本） この財源を見ていきますと、市の一般財源がほとんどで、県の消防費、県の支出金が20万円出てくると。昨年の予算書を見ると、消防費国庫補助金が74万8,000円あったのですが、3年度はゼロ円になっていると。歳入の部分で国、県のもの、収入というのはどういうふうになっているのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）令和2年度につきましては、消防団用のデジタル簡易無線の整備を行いましたので、その分の国庫補助がございました。令和3年度につきましては、その整備が終わりましたので、国庫からの補助はございません。県の補助も20万円以外はございません。ただ、先ほど申し上げました防災備蓄センターにつきましては、財源は緊急防災・減災事業債、地方債を充当いたしますので、70%は交付税として国から交付されます。

以上です。

（野本） 分かりました。

それでは、319ページに移りたいと思います。災害支援体制整備事業になりますが、財源として防災応援型自動販売機販売協力金というものが出てくるのですけれども、これはどういうようなものなのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）こちらにつきましては、三国コカ・コーラボトリング株式会社と防災応援型自動販売機に関する協定というのを締結しております。締結年月日は平成24年10月26日となりまして、

自動販売機が2台、市役所の新館の前に1台、それから北鴻巣駅東口の階段を下りたところに1台設置してあります。この2つの自動販売機を防災応援型自動販売機とコカ・コーラのほうで称しております、売上げの約15%を販売協力金として市に歳入をいただいているものです。以上です。

（野本）これは、イメージがちょっと、どのくらいの台数とか分からなかったもので、2台で協力金になっていると。こういうようなものというものを増やせば、さらにいいなというふうに考えますが、今後の見通しとしてはどうなのでしょう。増やせるとか努力できるものなのかどうかを伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）市役所の本庁舎の1階にコウノトリをデザインした自動販売機等がございますが、その売上げについてはコウノトリの基金のほうに歳入をされたりしております、また違った使い道の協力をいただいております。今後、防災に関する歳入をいただけるかにつきましては、今のところ申出をいただいている業者がないこと、それと公共施設に自動販売機を設置する場合は、自動販売機を設置する庁内検討委員会というのがありまして、その自動販売機を公共施設に設置することが適正なのかどうかを審議いただいて設置をいただくという過程を踏みます。現在のところ、業者からの申出はございません。以上です。

（野本）分かりました。

では、支援体制が、防災倉庫ができることによって、より強化されていくというふうに考えておりますが、この防災備蓄倉庫に様々な備蓄が予定されておりますが、その災害時の具体的な物資の流れをまずは伺いたいと思います。その倉庫から被災者といいますか、必要なところに達するまでの流れというものがもうマニュアルとかそういう形でできているのか。そして、その流れについて伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）災害によって臨機応変に対応する必要はあるかと思いますが、まずは指定避難所に設置しております防災倉庫、小学校19校に防災倉庫、それから公園等に設置してある防災倉庫か

ら、避難してすぐに必要なものにつきましては、そこから運びます。そのほか、追加で必要になるようなものにつきましては、今後整備いたします防災備蓄センターからそれぞれ運び出すこととなりますけれども、参集した職員の中から人員を手配をいたしまして、公用車で運送するというのを想定しております。大規模な地震であるとか水害によっては、すぐに運び出せないこともありますので、水害については、台風につきましては二、三日前から予報ができますので、そういうものについては事前に必要なものは運び出しておくという手はずになっております。

それと、社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部と協定を結んでおりまして、その協定に基づいてトラック協会に避難所への運搬を依頼する予定でいます。

以上です。

(野本) まずは既存の各自治会ごとにある防災倉庫は機能するということ、それに不足するものを順次運んでいくという部分で、その不足が発生するというのは、その地域に行った職員とのやり取りでいくのでしょうか。職員が行っていない場合は、自治会の方とか倉庫の近隣の方が市に連絡をするという形になるのでしょうか。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 基本的には、避難所には職員を割り当てております。避難所の担当職員がおりますので、災害があった場合は、休日とか夜間であれば自宅から駆けつける、勤務中であれば職場から避難所のほうに駆けつけるという手はずになっております。そういった中で必要なものを運ぶという形です。

以上です。

(野本) 先ほどの答弁の中でトラック協会の協力もということですが、まずは職員で運べる範囲はまず公用車で運ぶということで、それを補完する形で民間の協力を得るといようなイメージなののでしょうか。

(市民生活部参事兼危機管理課長) おっしゃるとおりで、補完する形、もしくは災害によっては避難所の担当職員だけでは避難所を運営することができませんので、もちろん避難してきた方にも協力をいただきますけれども、バックアップする職員も必要となりますので、職員が運搬に

携われない場合は協力をいただくということを考えています。昨年の台風19号のときも、多い避難所では580名を超える避難者の方がいらっしゃいましたし、少ないところではゼロのところもありましたので、そういった偏りもありますので、バランスを見ながら配送、それから避難の対応をしていきたいと考えています。

（野本） それでは、次に自主防災組織支援事業について伺いたいと思います。

組織率をいかに向上させるかというのは常に課題になっているかと思いますが、組織の在り方というのは地域によって違うというふうにも聞いております。1つの自治会が1つの組織とは限らない。幾つかの自治会で作ることもあり得るというふうに想定されるわけですがけれども、その組織の、その地域に応じた在り方というのが理想とは言わないけれども、ここにはこういうほうがいいのか、そういうような市の全般的に見た中で、地域、各自治会に対して指導とか提案等とかというものはあるのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長） 今年度、自主防災会の設立に当たります穴埋め方式で、統一的にはなりますけれども、結成マニュアル、それと運用マニュアルを作成をしております。地域型によって集落、それからマンションの集合住宅等いろいろ違いますけれども、今後、設立に向けて、機会を見つけてアドバイスをしていきたいと考えております。以上です。

（野本） その結成マニュアルとか、それをつくる、出来上がるのは、まだ出来上がっていないということなんでしょうか。いつ頃出来上がって、どういうときに説明をしていくというふうにお考えでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長） 間もなく完成を迎えますので、もう間もなくホームページにもアップをさせていただきます。今後、自主防災会の方につきましては、その辺のご案内を、補助金の申請に窓口にいらっしゃいますので、そのタイミングでのご案内をしていきたいと思っております。結成をしていないところにつきましては、コロナのこともありますので、お集まりいただいて説明をするという機会がなかなか難し

いかと思いますけれども、機会を見まして説明をしていきたいと思っておりますし、結成率が低いところについては、こちらから逆にお邪魔をして結成について啓発活動していければと考えております。

以上です。

（野本）分かりました。

次に、地域防災計画の整備事業ですが、これはコンサルに委託するという事で伺っております。その中で地域防災計画修正業務委託料684万円という項目がございますが、その上に防災会議の委員報酬がありますが、まずその防災会議、委員会はどのようなメンバーが集まって、招集されて、どういうことをやっていくのか伺います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）委員には39名の方に参加をいただきます。大宮国道事務所の所長、それから埼玉労働基準監督署の署長、鴻巣保健所の所長、北本県土整備事務所長、それと農林振興センターの所長、鴻巣警察署長、消防長、消防団長、それから関係団体といたしましてN T T、東京電力、東京ガス、鴻巣駅長、鴻巣医師会の会長、それから自治会連合会の役員の方など、主な方がそういった方、あと市の部長級のメンバー等となります。

まず、修正に当たりまして基本的な方針を検討していただく。それから、内容についてご審議いただく。それから、最後にパブリックコメントを受けて、最終的な完成品を見ていただいて、最終的に決定をしていただくという段取りになります。

以上です。

（野本）39名ということでしたが、委員報酬は12人分ということに書いてありますけれども、その報酬が出るのはどういう方々になるのですか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）民間の方でご参加いただく方で、先ほど申し上げたN T Tの方であるとか、医師会の方、それから自治会の関係者ということ想定しております。

以上です。

（野本）それでは、修正業務委託先というのはどんなところに委託をすることになるのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）実績のあるシンクタンクを想定をしておりまして、様々な専門家を集めて政策や企業戦略の策定、それから提言などを行う調査研究組織を委託先として想定をしております。以上です。

（野本）そうすると、それは民間事業者みたいなイメージでよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）はい、そのとおりで、民間の企業を想定しております。

（野本）埼玉県地域防災計画の修正に合わせて鴻巣の防災計画を修正していくということが説明にあったかと思うのですが、どの程度あるのでしょうか、修正する項目というか、分野といいますか。それを伺います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）県の現在の地域防災計画の新旧対照表を見ますと、結構なボリュームになります。ポイントが3つございまして、まず令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害への対応ということが1つ目。2つ目が、国の防災基本計画、こちらが改定をされておりますので、その改定を踏まえた修正。3点目が災害対策を取り巻く動向を踏まえた修正ということで、コロナであるとか、ドローンであるとか、時代に合った修正をしていくということで、ポイントは3つで、過去の災害、国の基本計画、それから災害を取り巻く現況に合わせた修正ということ想定しております。

以上です。

（野本）そうすると、その修正というのは全体からすると半分ぐらいとか、3割ぐらいとか、どのくらいのイメージなのでしょうか。結構な多岐に、全般的にわたっているのか、そういう意味でイメージを伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）現在イメージしているのは、全体的に修正加わるかなということ想定しております。

（野本）分かりました。

それでは、次に防災行政無線管理事業、同じページですが、伺いたいと

思います。まず、防災ラジオの配布、販売は大体いつ頃に始まるのかを伺います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）スケジュールで申し上げますと、4月号の広報でまずは募集のお知らせをいたします。4月15日です。4月15日から5月31日までを希望者、防災ラジオが欲しいという方の申請を受け付ける期間といたします。8月1日から8月31日までを公民館等で実際に受渡し、販売の期間と定めております。貸与ですね。ごめんなさい。貸与の期間として考えております。

以上です。

（野本）実際に防災ラジオは、もう防災ラジオがテストできる段階というのはいつ頃なののでしょうか。実際に鴻巣でやってみられる、販売の前ですよね、それを伺います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）鴻巣から電波が出せるようになるのが7月くらいかなと想定をしておりますので、その段階で実際に運用が可能かどうかのテストができるものと想定をしております。

以上です。

（野本）やはり気になるのは、屋内でも電波を発信する、市役所ですよ、電波を発信するのは。そこからきちんとどこであっても届くかどうかということだと思っておりますけれども、その辺はどう考えますでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）今回導入するのがポケベルの電波を使った280メガヘルツ帯の防災行政無線となりますので、それを取り扱っている東京テレメッセージが事前にテストを行ってございまして、鴻巣市内全域カバーできるということで実証実験を行っておりますので、大丈夫かなと思っています。

今ちょっと手元に貸与するのとほぼ同形の防災ラジオをお持ちしましたけれども、こんな形で、通常はFM放送を聞いて、防災行政無線が流れると自動的に音声が流れるという仕組みになっております。

以上です。

（野本）そうすると、ラジオが聞こえるところであれば受信できるとい

うふうなイメージを持てばよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）ラジオが聞こえないところでも防災行政無線は届きます。基本的にはFMラジオがついておりますので、このFMラジオのアンテナを伸ばすことによって受信できますので、こちらのFMラジオで北新宿のユニクスの裏辺りでもフラワーラジオを聞くことが、多少雑音が入りますけれども、あとは天候とか部屋の家の中のどこで聞くかにもよりますが、家の中でもFM放送を聞くことができるということは確認をしております。

以上です。

（野本）気になる部分としては、要は非常に危険な状態を知らせるときに電波を受信できなくて危険にさらされてしまうということがあってはならないと考えますが、そののところは今の段階では安心というふうに見てよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）今回導入する防災ラジオにつきましては、屋外のスピーカーの音が部屋の中では、暴風雨の中では聞き取りづらい、また建物が大変気密性が高くなってきましたので、聞き取りづらいということを補完するシステムになっておりますが、命に関わるような場合にはサイレンを鳴らしたり、メール等で、ほかのツールも使って啓発をしてまいりますので、まずは防災ラジオに頼ることなく、あらゆる手を尽くすということを考えております。

以上です。

（野本）分かりました。防災関係は以上になります。

次に、257ページについて、労働支援事業というものについて伺いたいと思います。この労働支援事業の事業内容を伺います。

（商工観光課長）労働支援事業につきましては、エルミこうのすにございます就労支援センター、そちらのほうで実際に会計年度職員という方を雇いまして、そちらの人件費というのが一番主となるのですけれども、そちらのほうの諸費用という形になっております。

以上です。

（野本）特に今年度から来年度にかけてはコロナ禍で非常に職が不安定

になっているというふうに考えますが、強化策といいますか、特に力を入れる部分というのはどういうふうに表せるのでしょうか。

（商工観光課長）雇用ですとか、そちらにつきましては国がやっぱり主となってやっているところで、なかなか市として入り込んでいくというのが正直課題といいますか、難しいところが正直言ってございます。ハローワークと今後、来年度以降、またどういった事業が実際できて、雇用につながっていくのかというのは研究、検討させていただきながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

（野本）この労働支援事業については、予算の参考資料の中にも書いてあって、若者や子育て中の女性、シニアの活躍を支援することにより労働力の活用と確保を図るとともに、仕事に携わる人が生き生きと働き、その対価を享受できるよう、地域産業の活力創出に向けた取組を実施しますというふうに書かれていて、その地域産業の活力創出に向けた取組というものがどういうふうに行われていくのか、どんなものなのか伺います。

（商工観光課長）現在でいいますと、実はハローワークさんがやられている地元の雇用を創出するというようなセミナーですとか、いろんな例えば履歴書を書くそういうセミナーというか、そういったものが実は主となっているところです。ハローワークさんがやられる研修会の中に我々も一緒になって参加させていただいているというような、ちょっと主な内容となっておりますので、来年度以降、先ほどもちょっと申しましたけれども、実際どういったことができていく、来年やはりコロナでかなり雇用が冷え込んでいく中、市としてどういったことができるのかというのはちょっと今模索中ということでございますので、ちょっとまたその辺については今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

以上です。

（野本）検討課題ではあるけれども、そんなゆっくりできない事業だと思うのです。そういう意味で部局の考え方をもう一度伺いたいと思えます。

(商工観光課長) おっしゃるとおりで、もう喫緊の課題というふうにはちょっと課題としては承知しているところでございます。個人的にはちょっと考えているところがいろいろあるのですが、実際に予算ですとか、そういったものがまだ全然伴っていないところで、今後ハローワークさんとその辺について提案させていただきながら進めていくというようなちょっと私案というか、そういうのは実は持っております。それが実際実現できるかどうかというのは、ちょっとまだ不透明なところもございますので、申し訳ございませんが、今は研究課題という形で答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

(野本) 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。その後、一番その下に行田地区雇用対策協議会分担金があるのですが、この協議会というものはどういう活動しているのでしょうか。

(商工観光課長) こちらは、もともと合併する前は……ごめんなさい。失礼しました。合併したことによって吹上のほうの、吹上町のほうでもともと行田のハローワークの所管ということで加盟していた団体で、合併以後、鴻巣市としても参加することになった団体です。地元の行田、旧吹上地区の方たち等の企業の方たちと行田のハローワークさんとの意見交換ですとか、いろんなセミナーですとか、そういったものを実際やられているということが主となっています。昨年については、当然コロナの関係もございましたので、全然活動については実際なかったということでございます。

以上です。

(野本) 次に、273ページについて伺います。商店街にぎわい促進事業です。273ページ。街路灯については、これまでも説明がありました。LED化にしていくとか、そういうような説明がありましたが、その保存組合といいますか、それを管理している組合の状況というのは本当に幅広いといいますか、進んでいるところと、もう後退しているところと非常に両極端のように見えるのです。進んでいるところに対しては、確かに今のこれまでのLED化とか、そういう方向性が出せるのですが、実際

にもう柱は立っているけれども、ついていないとか、そういうところなんかに対しては、もう二極化していくばかりになってしまうのですが、その点についてはどう考えますでしょうか。

（商工観光課長）ご指摘のとおりで、実際に保存会として、もともとは商店会から保存会というような一つの流れがあったのかなとは思っているのですが、商店会が解散したことによって保存会に移行したりとか、もともと保存会として街路灯だけはそちらのほうで管理するというような流れが一つあったのかなとは思っているのですが、実際その中でやっぱり個人の住宅、商店自体が閉じてしまって、個人の方が新しく住民が入ってきたりなんかして、組織としてやはりなかなか存続が難しくなってきたというような保存会があるというのも承知しております。今年度につきましては、今までは全体の皆さんとの意見交換みたいな形でやっていたのですが、今年につきましては個々に改めてどういったそれぞれの保存会に課題があるのかというのをちょっとお話を聞きながら、今後の対応について進めさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

（野本）これは、今年度に期待をしたいと思います。

275ページに移らせていただいて、商工会補助事業になります。商工会補助事業の小規模企業指導費補助金の内容について伺います。

（商工観光課長）小規模企業指導費補助金につきましては、商工会の指導員、経営指導員ですか、そちらの方の人件費というのがほとんどということになっていると思います。

以上です。

（野本）補助金を出しているという部分で、その成果についての検証とか、報告とか、その辺はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

（商工観光課長）実際に商工会のほうで創業支援セミナーですとか、新しくご商売される方ですとか、あとは現在実際にお店をやられている方等の経営指導、新しくいろんなチャレンジ等をされる企業者の方にアドバイス等を指導員のほうで行っていると思います。その内容ですとか、

それについては個別、毎年ご報告のほうをいただいておりますので、その中で、ではそれが実際に多いのか少ないかという数でいうと、なかなか評価として難しいところはあると思うのですけれども、実際にそれが結びついている、新たなチャレンジ等に結びついている方も当然おりますので、そちらについては商工会のほうで頑張ってもらっていただいているのだなというふうな評価はさせていただいているところでございます。

以上です。

（野本）頑張ってもらっている部分と、あと要求していく部分もぜひとも欲しいなどは思っておりますが。

続けて、今度、商工業振興費補助金の小規模企業振興条例策定への動きについて伺いたいと思います。

（商工観光課長）小規模企業振興条例につきましては、昨年12月議会ですか、でもご質問いただいたところではございます。こちらにつきましては、現在商工会さんと、来年度、大体秋口ぐらいまで、12月なのか、9月なのか、まだちょっとスケジュール等は細かいところまで詰めておりませんが、それぐらいまでに商工会さんとお話を進めながら、実際にご商売される方等々の意見を聞きながら、こういったものが鴻巣にふさわしいのかという条例のほうは定めてまいりたいと思います。それと、併せまして実際に計画というものがもっと重要というふうに考えておりますので、そちらにつきまして、同時に進めていくのか、条例のほうを先行して制定する中で次の段階として計画を定めていくのかというのは、ちょっとまだそこまで詰め切っていないというところではございますが、今現在商工会さんとその辺を一緒に進めさせていただいているところでございます。

以上です。

（野本）同じ275ページの空き店舗対策事業になりますが、空き店舗数の把握はされているのでしょうか。

（商工観光課長）空き店舗の数というお話ですけれども、実際空き店舗というのがどういったものかという定義というのが正直言って難しいと

ころではございます。例えば昨日までご商売されていて、今日お店閉じたという、それが空き店舗かというところも正直でございますので、ではそれが空き店舗なのですかというところもなかなかちょっと首をかしげるところもでございます。その辺の中で、数というのは、こちらのほうで……ごめんなさい。現在、埼玉県の方で実際、ホームページの方で宅地……ごめんなさい。正確なちょっとあれを出します。埼玉県が公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会というところを通じて鴻巣市の空き店舗をホームページ等で公開しています。そちらは事務所も含めた空き店舗の数なのですが、現在12店舗公開させていただいているところです。こちらにつきましては、貸すほうもそういったことで登録という形で登録しているのが12件。実際はそれ以外にも、12件以外に空き地というか、そういったものも含まれていますので、実際はもうちょっと掲載自体はあるというところですが、事務所、店舗というところで12店舗、そちらのほうに掲載してございます。

以上です。

（野本）今年度の事業費150万円というのはどのように使い、何を達成していく目標があるのか伺います。

（商工観光課長）空き店舗につきましては、上限が50万というところになっておりまして、こちらについては修繕費ですとか改築等々の費用が上限50万ということで、3件を想定の150万ということにさせていただいております。

以上です。

（野本）分かりました。

次に、農業費について伺います。265ページ、農地活用促進事業、それから267ページ、新規就農総合支援事業、こちらの両方の事業内容、それから実績と事業目標について伺います。

（農政課長）まず、農地活用促進事業の事業内容についてご説明いたします。

農地中間管理事業の事務を実施するために必要な経費、職員手当、消耗

品費、役務費、委託料と担い手への農地の集積、集約化に協力した農業者に対する補助金を交付するような内容となっております。

実績についてですが、これまで取り組んだ地域について、大字単位ごとに申し上げさせていただきます。鴻巣地域は16地域ございまして、笠原、郷地、安養寺、寺谷、市ノ縄、八幡田、川面、三ツ木、箕田、糠田、登戸、宮前、常光、上谷、下谷、西中曾根。吹上地域、9地域ございまして、明用、三町免、前砂、小谷、大芦、鎌塚、下忍、袋、吹上地域。川里地域におかれましては8地域ございまして、赤城、広田、北根、屈巢、関新田、新井、上会下、境となっております。

目標についてですが、鴻巣市は具体的な取組率を何%まで引き上げましょうというような具体的な数値の設定はしておりませんが、埼玉県はその数値を設定しておりますので、埼玉県の数字を申し上げさせていただきます。26年度末現在では24%だったものが、令和2年度末では39%にしましょうというような目標値を設定されておりますので、本市におきましてもこれに少しでも近づけるように取り組んでいるところでございます。

続きまして、事業承認の取組や支援についてですけれども……

(委員長) では、終結でよろしいですか。

(答弁の声あり)

(委員長) では、答弁だけ。簡潔に。

(農政課長) 承認については、機構への貸付要件になりますけれども、市街化区域以外の農地を貸し付けることができることとなっております、面積の要件はございません。

続きまして、新規就農総合支援事業でございますけれども、事業内容につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する者に対しまして、就農直後の経営確立を支援することを目的として事業を行っております。補助金は、最大年間150万円交付することが可能でありまして、前年度の所得に応じて交付し、期間といたしましては最長5年間交付することが可能となっております。

実績と事業目標についてなのですが、取組内容についてご紹介させてい

ただきたいのですけれども、現在は2名の方が取り組んでおります。1名は、平成28年の4月から取り組んでおりました、令和3年の前期で終了となります。もう一名の方は、平成29年の1月から取り組んでおりました、令和4年の前期で終了となる予定となっております。事業目標といたしましては、あくまで経営の独立ということになっておりました、新規認定就農者を目指していただくというようなこととなっております。

事業の承認や取組の支援ですが、あくまでこの事業に参加していただくに当たりましては次世代を担う農業者となることを目的としておりますので、強い農業者になることを意欲を有しているということのほか、経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を基に取り組んでいただくこと、さらに原則前年度の所得が600万円以下であることなどが要件となっております。取組の支援といたしましては、作成した計画が達成できるように、就農状況報告を年2回いただきまして、そのほか、就農に関する相談等も年2回実施しているところでございます。以上です。

（委員長）以上で野本委員の質疑を終結いたします。

（菅野）では、質問を行います。

まず、ページ順に行います。31ページ、商工観光課です。鴻巣駅東口駐車場使用料金が1億3,849万4,000円計上されています。中山道の駐車場を結局廃止にすると、必然的にこの鴻巣駅の東口駐車場を使うようになると思うのですが、今でさえもう満席という状態ですよね、日常的に。これが中山道の商店街は、そうするとますます商業振興から遠ざかるのではないかと思うのです。駅前で駐車場、仮に入ったとしても、全部買物するのはエルミで買物してしまいます。誰が歩いて中山道まで来るかというの。商工業の発展を阻止する政策ではないかと思いますが、この点はどう克服する気なのでしょうか。

（商工観光課長）エルミのほうの駐車場、満車というようなお話ですが、実際上のほうの階のほうはかなり空いている状況で、満車というような認識というのは、下のほうの3階、4階ぐらいまでは確かに満車、常に

満車というような状況ですけれども、その上からいくとほとんど車を止めていないような状況というふうにこちらのほうで把握しておりますので、止められないというようなことはないのかなというふうにはこちらのほうでは考えているところです。その中で、パーキング、確かにおっしゃるとおり、あちらについては、もともと商店街の活性化というようなところで、もともとキンカ堂さんが撤退した後にそちらを引き継いでお借りしたというようなところもございますので、今後、商工振興については、先ほどの空き店舗の話もございましたけれども、そちらと絡めながら、今後課題として検討させていただきたいと思っております。以上です。

(菅野) 借りていた貸主から返せと言われたから返したのですか。それと、確実に中山道の商店街は、どちらにしろ衰退しかねませんよね。駅から歩いていくとは思えませんよね。だって、エルミの中でみんな解決するのですから。そこら辺を聞いているわけです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時45分)

(開議 午前9時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 33ページの犬の登録手数料、環境課、314万6,000円計上されていますけれども、今狂犬病、これ対策ですよ。狂犬病って今、注射しなければいけないほど発生しているのですか。なくなっているのではないのでしょうか、めったに。どうでしょう。

(環境課長) 狂犬病の予防注射については、これ法律で決められているものです。それと、昨年に日本で1件発生したということがありました。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時47分)

(開議 午前9時53分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 通告した・・・自治会の活動資金支援事業なのですけれども、全国の市議会議長会が自治会や町内会等の縮小、解散問題に関する要望、提言というのをまとめて出しているのです。役員が高齢化して、若年層でもみんな自治会に入るとは今限らないのです。生出塚団地をもってそのようなのです。新型コロナの影響も加わって、さらに自治会の運営存続に困難が増している状況が各地であるのですけれども、意図してこれらの運営が今後も持続的、発展的であるかどうかは地域住民の生活の質を左右する重要な課題と提起しているわけなのですけれども、この点についてどのように当局としては自治会活動を考えているのか。

それから、課題として……

(委員長) 一問一答ね。

(菅野) 一問一答か。では、いい。

(自治振興課長) お答えいたします。

令和2年4月1日現在の自治会、町内会の加入率は76.05%になっております。5年前の平成28年の79.24%に比べ、年々減少はしております。自治会活動への参加する方の減少、自治会活動の担い手不足ということについては課題があるというふうな認識はしております。そこで、鴻巣自治会連合会と連携をして、自治会研修会で先進自治会による講演会や取組を紹介をしたりとか、あと自治会、町内会とその活動のQ & Aなどのパンフレットの配布などを行っております。また、自治会活動が低迷というか、大変というご相談があれば、適時自治振興課のほうで承って、助言とか、そういう形をさせてもらっています。

以上でございます。

(菅野) 自治会のないところは、配布物とか、市がやる行事への案内とか、そういうのはどういう状況でやっている。市が直接配布しているのですか、市報とか。自治会のあるところは自治会通してやっているではないですか、配布。

(自治振興課長) 自治会に加入している方は、委員おっしゃるとおり自治会を通じてお配りしているのですが、入っていない方に関しては公民

館とか公共機関に取りに来てもらうという形、そういう形を取っております。

以上でございます。

(菅野) では、コウノトリは、前半、議案のときやりましたので、これは、41号はいいです。

四十……

(45号の声あり)

(菅野) いや、42号の……

(委員長) 一般会計予算。

(菅野) 45号かい。では、ごみ処理施設です。251ページの新ごみ処理施設についてですけれども、市長は当初、ごみ処理施設につきましては安養寺の場所を示したわけですが、撤回(P20「白紙解消」に発言訂正)したわけですから、その後100%ちゃんと撤回(P20「白紙解消」に発言訂正)したということになっているのか、その後の状況について伺います。当初、水の出るところだということで、市民があそこは駄目だということを行っているわけです。でも、何メートル土盛りすればいいだのなんか言っているわけですが、当初、これは言いますけれども、川を挟んだ21番というところあったわけです。そこは水の出ないところ、いいところだということに、そこを提案するとき、決してあの場所に移したということが、まず私たちごみ問題を考えて学習会している人の中から出ているわけです。そこらも含めてもうあの場所は撤回(P20「白紙解消」に発言訂正)したということになっているのかと、それを聞いています。

(環境経済部長) ごみ処理場の候補地については、鴻巣、行田、北本の組合のときにあの場所を決定いたしました。その中で、行田市のほうが予定地が変更というようなことで解散になったわけですが、鴻巣市は一貫して組合が決めたあの用地を新ごみ処理場の予定地としてずっと進めております。撤回した覚えはございません。

以上です。

(菅野) 住民の声として、撤回(P20「白紙解消」に発言訂正)するのが

筋ではないですか。最初からきっちり住民に説明してやるべきです。では、北本の市長とそれをもって今ちゃんと提携しているということなのですか。北本市ともあそこでいいということで決まったということで進んでいるのですか、今。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 8 分)



(開議 午前 1 0 時 2 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま菅野委員から発言の訂正の申出がありましたので、許可をいたします。

(菅野) ごみ処理場の問題で撤回と言いましたけれども、白紙解消という概念だということで、それは認めます。ならば、来年、平成……

(訂正しますの声あり)

(菅野) 訂正します。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(菅野) ならば、ごみ処理について、令和 3 年度からはどのように事業を展開していくのか、そして市民の皆さんからもいろんな要望を寄せられているわけですが、それらをどのように住民に分かるように市民の皆さんに通知をしていくのか、これをごみ問題についてお聞きをします。

(環境経済部長) 新ごみ処理施設の建設に関しましては、令和 2 年度、前の組合が解消してから北本市と一緒にやっていくという鴻巣市の方針から勉強会をずっとやってまいりました。来年度にかけても、よりその中身を深めるとともに、首長間の協議ができるところまで進めてまいり

たいと思っております。そうした中で、各市の規模に伴う、組合せの規模に伴う事業費はどのぐらいかかるのかというような予算を令和3年度に組んでおります。そんな中、そういった組合せがしっかりと決まったときには市民の皆さんに周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(菅野) しっかりと周知するということですが、本当にしっかりと周知するというなら、きっちりどこでその説明会をしますよということも住民に知らせて、多くの市民がそこに聞きに行けるように、そういう立場で住民の声を聞きながら、重要施策ですので、反映させていただきたいと思っております。気がついたら笠原公民館でやったよというのでは、どうなのかというのは市民の皆さんの懸念がありますので、その点をお聞きします。

(環境経済部長) 気がついたら笠原でやったというのは、ちょっとなかなか表現的に、あそこは地元の懇話会という正式な会議ですので、そういったものです。

組合せが決まりまして、方向性がしっかりと決まりそうになると、決まってくるということから、そういった状態になったときに市民の皆さんにお知らせをするというふうに考えております。

以上です。

(菅野) では、通告してあります政府の農業政策、本市の影響ですけれども、米や麦、大豆、花などにつきまして、本市の農業政策としてどのように農家が生活して、またきっちり事業を進めて、子どもたちに土地を引き継ぐことができるのか、その点についてお聞きをします。

(農政課長) それでは、お答えいたします。

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために必要な施策を講じておりますが、日本の人口はかつてない高齢化、減少局面にあります。また、農業競争力などを強化していくことが課題であるということから、担い手の育成、確保、担い手の農地の集積、集約化等は国が推進しているところ

ろでございます。本市といたしましては、国の政策の方針に沿った様々な事業に着手しているところでございます。ソフト事業といたしましては、担い手や安定的な農業経営を目指す農業者を育成するための事業といたしまして認定農業者の育成事業、担い手に農地を集約、集積する事業といたしまして農地活用促進事業などに取り組んでおります。

また、ハード事業といたしましては、良好な営農環境を整備する事業といたしまして農地耕作条件改善事業、用排水路改修事業、鴻巣・行田地区経営体育成基盤整備事業などの基盤整備事業に取り組んでおり、さらに多面的機能の維持を図るための地域の共同活動を支援する事業として多面的機能支払交付金事業などにも取り組んでいるところでございます。

課題である農業者の高齢化や後継者不足などについては、担い手の育成、農地中間管理事業や基盤整備事業などに積極的に取り組むことによりまして意欲のある担い手が新たな地域で営農を開始することが可能となりますので、後継者問題の解消や耕作放棄地の増加を抑止することが期待できるため、政府の農業政策が本市の農業に対する影響は極めて少ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

（菅野）花農家などにしましても、結局市場と関係があると思うのです。市場で採算が合うような事業ができるという状況でなければ後継者も後を継がないと思うわけですからけれども、そういう点、市場関連で例えば高く売るためにどういう手だてがあるかとか、どういう品種を作ったら今日の需要に応えられるかとか、そういうことも含めた政策展開を含めて農家の皆さんと花農業を発展させるという政策はできるのか、お聞きをします。

（農政課長）花卉農家に対するご質問ですけれども、営農を計画的に行っていていき、かつ経営の安定化を目指すためには高収益な作物を生産することが望まれているところかと思いますが、この経営につきましては生産する技術なども当然伴ってまいりますので、市側のほうからこのような営農に関する指導については現在のところ行っておりませんが、県な

どの機関によりましては、現地を訪問の上、適切な営農に関する指導などは行っているところでございます。

以上です。

(菅野)では、137ページの行政のデジタル化、これはこのあれではないっけ。137ページの。

(何事か声あり)

(菅野)これは、ちょっと今取り消します。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時31分)



(開議 午前10時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野)では、105ページの自治会の活動支援事業ですけれども、結局今七十何%ぐらいで、25%ぐらいの方はこちらから案内が行かない状態ですよね。欲しければ市役所に市報でも何か取りに来いということですが、だんだんこれから高齢化していけば、そういう地帯が増えていけば、まるっきり住民任せではなくて、行政がきちっと責任を負って全員に配布するという体制にならなければ、税を払う意味もないなんていうことになりかねないので、そういう方向に、全員に届く手だてというのを行政が本来できないでしょうか。市報なり、いろんなことがあるよって案内をせめて自治会組織のなくなったところ、自治会組織が本当に半分以下になって、半分の会員にはいかないというとき、そういう状況が、今だって25%ないわけですから、そこら辺はどういう政策ができるかお聞きします。

(自治振興課長) 委員ご質問の自治会に入っていない方の広報の配布ということによろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(自治振興課長) 先ほど述べましたとおり、自治会未加入者の広報の配布については、公共施設等での取りに来てもらうというやり方なのですが、あと一方で市のホームページにも「広報かがやき」を掲載を

しておりますので、現時点では未加入者については公共施設での配布と、SNS といふか、ホームページ、電子媒体を使つての掲示、配布といふ形の体制が現時点での形になります。

以上でございます。

(菅野) SNS を使うといふけれども、私もやりませんが、一番弱い人といふのは高齢者ですよね。SNS なんてやりませんよ。そもそもパソコンなんて持っていませんから、高齢者は。ですから、そういう人たちには、例えば自治会を通して名前を聞いて、自治会が配っているところなら、その方にも配ってくださいとするとか、自治会入っていればいいですけども、自治会だつて入れませんよ。自治会に入つたら順番に班長やらなくてはいけないのですから。ですから、行政のほうからきっちり配るといふ体制はやっぱり必要だと思います。どうですか。

(自治振興課長) 委員ご質問の特には高齢者、未加入の高齢者といふ部分でございますが、高齢者の施策を打っている福祉部門からそういう声もいろいろ聞いております。今後、少子化、高齢化といふのは進んでいくわけでございますので、そういった福祉施策でも独居老人とか、そういう施策もやっておりますので、そことは連携を取りながら少子高齢化に向けた自治会施策といふのも必要になってくるのかなと考えております。

以上でございます。

(菅野) 125ページの危機管理課、自衛官募集といふのはここでできますか。

(何事か声あり)

(委員長) ないよ。

(何事か声あり)

(菅野) 自衛官募集通告していない。

(通告していないの声あり)

(菅野) 何が通告制だ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)



(開議 午前10時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、コウノトリ事業についてお聞きをします。235ページから237ページです。

将来的に放鳥を見据えて、まずはペアの飼育を開始し、市は最終的には6羽程度の飼育を目指すというふうにあるわけですがけれども、豊岡を見ると、1965年、昭和40年につがいで捕獲したのです。それで人工飼育をしたけれども、うまくいかなかったのです。それで、1989年に豊岡が24年たって成功したのですけれども、1965年から24年たってですよ、それで平成17年、2005年に豊岡で5羽の試験放鳥をして、それで平成19年、2007年にようやく46年ぶりとなる国内の野外での繁殖に成功しているのです。この間、サトウヤジロウさんだかヤザブロウさんだかという方がコウノトリのおりの前でずっと生活して見続けていたのです。それで、湿地もいっぱい造って、そういう状況でようやく放鳥したわけですがけれども、鴻巣は何か、いとも簡単に放鳥できると言っていますけれども、それに3億何千万という物すごいお金をかけるわけです。お金をかけるのなら、コウノトリよりも、さらに生きている人間に安心して暮らせる、そういう政策が必要だと思うのです。第一、荒川北流域の、何回も言っていますけれども、桶川も北本も川島も吉見も、どこも取り組まないのはやっぱりこういうゆえんがあるわけです。こういうところは花をきれいに作っていますから、吉見なんかでもすごく広大な花を作っていますから、いっぱい観光客も行きますよね。ですから、コウノトリをいとも簡単に放鳥すれば6羽になるというのは安易だと思うのですけれども、この点でこの政策は有効なのでしょうか、お聞きをします。

(環境経済部長) 市のほうも、まずは2羽譲り受けて、簡単に6羽に増えるというふうには考えておりません。ただ、野田市の例を見ると、毎年ひながかえって、放鳥しているのです。菅野委員が言われるように兵庫県豊岡市のほうで始められて、約束のケージというやつ私も見に行ってきましたけれども、そこで何十年もかけてなかなかできなかったとい

うところの積み上げがあって、現在は産卵に関する基礎的なデータ取りから技術的なものが確立されているというふうに聞いております。その中で、今回コウノトリを管理している通称 I P P M—O W S というところもコウノトリの組合せで、できやすい組合せというのも考えていられるということでございます。そういったものの組合せのいいものを鴻巣市のほうに譲り受けられるというようなことがありますので、そういう面ではそういった技術的な面を生かしながら、昔よりはそういった面ではひなを増やすことができるのではないかなというふうには考えております。

それと、荒川流域の北本、桶川、吉見、川島も、荒川流域エコロジカル・ネットワークの中で、昨日もお話ししましたけれども、その中のアクションプランとして、荒川の流域のアクションプランとして、コウノトリを飛ばすかそうというような目標を立てて今後やっていくということですので、近隣市町と協力をしながら、コウノトリの飼育、そして環境施策に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上です。

（菅野）コウノトリというのは広大な湿地が必要なのです。なぜ……結局県も同時で、県立ですから、本当は、市もやっていますけれども、県と市でやっているから豊岡では成功しているわけで、広大な湿地をもういっぱい造っているわけです。ここは幾らやるといったっても、幾ら技術があるといっても、広大な湿地がないわけです。どうやって湿地造るか。では、田んぼを湿地にして全部提供してくれるかといったら、そういうこともできない。3億7,000万、物すごいお金をかけて、他の自治体はやらないのは当たり前だと思うのです。これ市民に問うと、コウノトリ見るのと3億何千万を福祉や教育や暮らしの前進に回すのとどっちがいいといったら、そちら選ぶに決まっているのです。だから、北本は石津市長のときに提案したら、あっという間に否決されたわけで、私は北本は利口だと思います。北本の議会は。もっともそれを支えた市民もすばらしいと思いますけれども。そこら辺を説明せず、コウノトリ飛ばす、飛ばす、飛ばすというのが市民にとって、3億何千万ものお金かかるな

んで思っていないと思うのです。これはきっちりと市民に説明をして、納得をしてから、多大な金を使う政策ですので、見直すべきではないかと思いますが、この点についてはどうですか。

（環境経済部長）昨年、昨年というか、今年、令和2年度に関しましては、議会の承認を得てコウノトリの施設を造ることができた。現在作成中でございます。来年度にかけては、その施設でコウノトリを飼育する予算を今回計上させてもらっております。そういったものを議会の承認を得てしっかりとやっていくということでございます。

また、コウノトリの施策に関しては、急に盛り上がって始めたことではございません。その計画を立ててから随分長い間コウノトリの施策等もやってきておりまして、また補助金等もしっかりと使って財政負担の少ないものということでやっております。今後もそういう中で市民の皆さんに、コウノトリを飼うということだけではなくて、コウノトリを一つのシンボルとしてのまちづくりというのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）マイナンバー制度で……ここではないか。

（委員長）入っているよ。

（菅野）入っていますか。マイナンバー制度。137ページ。マイナンバー、137ページですよ。このマイナンバー制度ですけれども、何のためにこういう制度をつくったかということです。財界が繰り返し要求していたわけですから、財界が損するわけではないというのは分かるのですけれども、結局、社会保障は納めた税金や保険料に相当する対価を受け取るだけの仕組みをさせるということです。ですから、あなたが納めないから悪いのだと、そういうことで自助が優先されて、あなたの責任ですよと自己責任に後退させるものだというのが本当の意味だというのが分かるわけですけれども、いわゆる住民には公正な給付と負担ということで徹底した給付抑制を実行して、国の財政負担を減らして、住民が負担を増やせば、さらに大企業の税や保険料負担も削減できるわけですから、本当に国の制度を保障するためのマイナンバー制度にはならないという

ことを実感をするわけですけれども、デジタル手続法の中で、2019年6月成立したわけですけれども、その際の平井大臣は、紙による手続を否定して、申請者に対してオンライン申請を義務づけるものではありませんと答弁しているのです。しかし、1年もたたないうちに持続化給付金や家賃遅延給付金など、こうした支援金などは原則オンラインで出すのだというふうに変わってしまっているわけです。ですから、こういう制度から落ちこぼれていくということは、結局は高齢者や弱者であると思うのですけれども、この点を行政としてどのように鴻巣の場合は補充していけるのか、ここをお聞きします。

（市民課長） 通告の行政のデジタル化における各分野の影響でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（市民課長） そうすると、デジタル改革の関係閣僚会議で、先ほど菅野委員さんもおっしゃっていましたが、菅総理大臣の発言の中で、デジタル庁の創設によってマイナンバーカードの普及を一気呵成に進めると。その中で各種の給付だとか迅速に、スマホによる行政手続のオンライン化を行うというような発言がありました。このマイナンバーカードは、行政のデジタル化を実現するための基盤になるものということになります。その中で、当初予算の中で、市民課の予算の中で個人番号住基ネットワーク事業というのがデジタル化に当たるものになってきますので、これは現在市が推進しておりますコンビニで住民票の写し等の証明書が取れるといったような業務が推進をしております。それから、令和3年3月から、もう始まっておりますけれども、保険証、こちらの利用も開始をされておりました、今後、令和6年度末には自動車の運転免許の一体化、それと社会保障、税の手続等で添付書類が不要になるですとか、あとは本籍地以外の自治体で戸籍謄本が取得できるだとか、それからマイナンバーカードを使つての海外利用、そういったものを今後予定をされております。これらはマイナンバーカードのICチップの中の領域を使ってやりますので、今後、民間ですと社員証だとか、施設利用チケットだとか、そういったようなことに利用されていって、市民の方

にも利便性のあるものが高まっていくのかなということになります。

以上でございます。

（菅野）いいことばかり言っていますけれども、私も登録なんかしていませんから。要するに電子化すれば役所に来なくてもできるからという名の下、進めていくとどんなことが起こっているかということ、東京都の北区や練馬区では、マイナンバーカードを用いた住民票のコンビニ交付が開始されたことを口実にして、やはり出張所や窓口を廃止したのです。全部それでやりなさいよということで。それは、利用できない人にとっては、利便性も感じないどころか、窓口が廃止されれば、ますます役所が遠くなって、行政サービスは後退するわけです。例えば吹上の支所や川里の支所をやめますよと、あとは全部これでやりなさいというと、できない人は行政から取り残されるのではないですか。福祉にしろ、いろんな行政が市民の生活に関わる情報発信するわけですから。ここら辺は安易にマイナンバー制度に走るのではなくて、できることばかり言って、できないことを言わないというあたりは、どう市民に施策として還元していくのでしょうか。

（市民課長）お答えいたします。

今後、マイナンバーカードを使って、確かに菅野委員さんがおっしゃるとおり役所に来ないと証明書等は取れないという方もいらっしゃると思うのですが、市のほうの施策としては、このマイナンバーカードを使って、まず作っていただくと。それでお近くのコンビニ等でそういった証明書を取っていただくというのがまず今やっている施策なのですが、今後そういったデジタル化を推進するに当たって、そういった電子で申請ができるようにということで、そういった施策も推進していくと。ですので、何も全員を、皆様が全部電子でできるとか、そういったのではなくて、窓口の体制でも、市民課のほうに来ていただいて、いかに簡単に証明書の手続きができるかと、そういった両方向で今検討中でございます。

以上でございます。

（市民生活部長）先ほど1回目の菅野委員の質問の答弁の関係ですけれ

ども、市民課のほうはマイナンバーの普及啓発等を行っているということで、先ほどそういった対応が取れない方はどうすればいいかというようなご質問あったかと思うのですけれども、そういったデジタル化につきましては情報システム課、今後ICT推進課が今度発足されるかと思うのですけれども、そういったところと、また福祉部門等で協議していくものであって、こちらのほうでその対応というのなかなかちょっと、答弁するのはちょっとなかなか難しいところがあるかなと思っております。

以上です。

(菅野) 危機管理課はここでいいですよ。43ページの自衛官募集って、ここは入らないって言われたっけ。

(何事か声あり)

(菅野) 終わった。

(委員長) 関連だったらまだ可能なのですけれども。通告した中の関連で。どうですか。あと3分ありますが。

(菅野) 通告関連。

(委員長) よろしいでしょうか。

(菅野) マイナンバーやった。自治会やった。コウノトリやった。

(農政やった、・・・やったの声あり)

(菅野) ・・・やった。では、もういいです。

(委員長) 以上で菅野委員の質疑を終結いたします。

(大塚) それでは、時計を見ながらスムーズに進めたいと思います。まず最初は、105ページになります。自治会活動支援についてであります。菅野委員からも幾つか質問が出ておりますので、別の角度から何点か伺いたいと思います。

まず、自治会数の推移については、私個人的にいつも頭の中にあるのは、243という数字がずっとありまして、現状はそれより減っているわけですが、この減っている理由はいずれにしても、もうある程度、時代の流れというか、いろんな要素を含めて減っている現状に対して、認められるというか、許容範囲というふうな認識でいるかどうか。少なくとも

っているのはしょうがないというふうに感じているかどうか、まずその点を伺います。

（自治振興課長）お答えいたします。

やはり自治会数が減っている、加入者数が、加入率が減っているということに関しては、やはり少子化、あと地域のつながり、そういうものが希薄になってきているということがありますので、そこは時代の流れだと思っています。ただ、それに対する対抗する施策というか、行動はしていかなければいけないなと思っています。

以上でございます。

（大塚）コミュニティーの原点が自治会であったり、町内会であるというふうに私は認識をしているのですが、同じ行政区、例えば同じこの鴻巣市であっても、場所によって多少その理解度といいますか、協力の度合いというのですか、違いがあるかなと思っています。大きく分けると都市部と言われる町なかと、それから郊外と言われるその周辺というか、周りとは恐らく思い入れの度合いが違うのだなと思うのですが、改めて、私もその一部の田舎に住んでいる人間ですので、田舎かなと私の中では認識をしているのですが、例えば吹上地域とか川里地域がそれに当たるかなと。大きく分けてですよ。そこがということではなくて。1つそこで地域の現状をちょっと伺いたいのですが、例えば令和元年度、また間もなく終わる令和2年度、この2年間の中で自治会、町内会の活動というのは、多分コロナの影響もあって大きく違いがあったのかなと感じています。もし分かれば、それぞれの地域でどんな状況だったのか、分かればお答えをいただきたいと思います。

（吹上支所副支所長）それでは、大塚委員さんのご質問にお答えいたします。

吹上地域には、現在31の自治会がございます。鴻巣市自治会連合会の参加協力を基本に、1団体、マンションの自治会を除きまして30の自治会が吹上地区町内会長連絡協議会に加入して活動しております。新型コロナウイルスの感染が拡大する前の令和元年度におきましては、総会をはじめ役員会3回、町内会長会議3回、歓送迎会や新年会、研修、懇親旅

行など、情報交換等親睦を深め、単位自治会の活動に役立てることができました。また、さくらまつり、夏まつり、駅前ライトアップ事業、コスモスフェスティバル、防災訓練の参加協力など積極的に活動を行いました。令和2年度に入りまして新型コロナウイルスの感染が拡大してからは、歓送迎会や新年会、研修、懇親旅行などはじめ、事業は中止となりました。しかし、連絡協議会の会長が急にお亡くなりになったことから、臨時役員会を2回、臨時総会と町内会長会議等は開催し、その他定例の会議は書面にて行いました。そのような中でも、唯一、駅前ライトアップ事業のみ、新型コロナウイルスの終息を願い、参加協力をいたしました。現在もコロナ禍で自治会同士の情報交換等、親睦を深める機会を持つ機会がありませんが、吹上支所が窓口となり自治会と情報を共有し、対応しております。

以上でございます。

（川里支所副支所長）川里地域におきましては、自治会数が現在33自治会あります。さらに、川里地区におきましては、屈巢、広田、共和地区、それぞれにおいて連合会、協議会が組織されています。令和元年度、令和2年度の事業の内容ですが、市民体育祭とか、あるいは長寿を祝う会などの行事への参加、参画、あとは地域の小学校の行事への参画、あと各種研修会、懇談会への参加、あとは総会の開催などが主な事業内容となっております。ただ、令和2年度におきましては、これは連合会の自治会長の方に確認した限りですけれども、コロナの影響で全ての事業が中止になったということをお伺っております。

以上でございます。

（大塚）様子はよく分かりました。恐らく旧鴻巣市内も同様の状況、状態かなと思うのです。

あえて課題として1点だけ伺いますが、加入率が減っている、下がっているのは分かっていますが、先ほどの他の委員のやり取りの中で、自治会関係者の研修会等があれば資料を配付したり、呼びかけをしているということではありますが、逆に新しく越してこられる方等が当然いらっしゃるわけで、そういう方を対象に新たな結成に向けての取組というの

当然していくべきかなと思っています。あえて令和3年度の中で新しい結成に向けての取組、そこら辺について、今現在具体的な事業あるいは内容があれば伺いをしますが、いかがでしょうか。

（自治振興課長）新たな未加入者の加入の取組ということなのですが、今現時点行っているものにつきましては、転入手続の際に「自治会・町内会の紹介」と題したチラシを配布をしております。それと、住宅購入者、あとアパートを新たに借りる方につきましては、埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部と協定を結びまして、新規契約時に自治会、町内会への加入促進の働きを行っております。

令和3年度に新しい取組ということですが、現時点ではちょっと新しい取組ということは考えておりませんが、何か新しく転入者、新しく在住される方の取組については、ちょっと調査研究をしていきたいと思えます。

以上でございます。

（大塚）次の質問に参ります。

137ページ、個人番号住基ネットワーク、いわゆるマイナンバーカードの関連であります。他の委員の質問でも確認をすることができましたので、あえてここで伺いたいのは、普及のための具体策、どういうふうにしたら普及促進が図れるのかというその点であります、いかがでしょうか。

（市民課副参事）お答えします。普及のための具体策ということでお答えいたします。

今年度、マイナンバーカードの普及促進のため、市民の方がお近くの公民館で手続ができるよう、10月の毎週土曜日、日曜日にマイナンバーカード申請補助等を各公民館等を巡回して開催してまいりました。また、本年1月30日から2月28日までの期間、公民館等で同様に申請補助を実施する予定でありましたが、緊急事態宣言の発令に伴い、こちらは中止となっております。そして、今後の普及対策としては、3月の16日より各公民館等と、あと市民センター、合計10館の窓口において、タブレット端末を使用し、マイナンバーカードの申請補助等の業務を開始いたします。また、新型コロナウイルス感染症の終息状況にもよりますが、市

の各種イベント会場や商業施設等で特設ブースを出展し、申請補助等を行い、普及促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

(大塚) 本日、9日ですか、9日の、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今日9日でもいいのでしたっけ。

(10日、10日の声あり)

(大塚) いいですかね。

(10日の声あり)

(大塚) 10日。失礼しました。10日ですね。もう1週間弱で終わる確定申告の移動会場があたご公民館ですか、で多分やっているはずです。先ほどの他の委員の質疑の中で出た答弁として、今後さらに多くの分野での利活用が可能になりますよという答弁がありました。今確定申告の話をしたんですが、確定申告も、いわゆる出向くことがどうもという方については、そこら辺は電子申告、いわゆるe-Taxって言われるのですか、あれについてもいろいろ調べてみると、マイナンバーカードを持っている場合と持っていない場合と、何か持っていたほうが速やかにできそうな気もするのですけれども、それを含めていわゆるマイナンバーカードの必要性というか、使い方、もう少し何か分かりやすく広めていくということも併せて必要かなと感じていますが、多くの分野における利活用、それをもう少しかみ砕いてお知らせをするというのは、令和3年度はどうでしょう。

(市民課副参事) 多くの分野での利活用ということで、今後各関係部署等と協議を行い、もちろんSNS、ホームページ、広報等活用して普及促進のご案内等行ってまいりたいと思います。

(大塚) 次の質問参ります。

235ページからにわたるコウノトリ関連の事業についてであります。この中には調査委託や工事、あるいは飼育、備品購入等の提示がされております。最初に伺いたいのですけれども、今回、議案第40号でも一部触れてはいるのですが、人と共に生きる、人と共生というのがあちらこちらで出てきますよね。コウノトリって、人に害を与えるってことはあるの

ですか、ないのですか。それもし分かれば、分かる方に答弁を求めますが、いかがでしょう。事例としてよそのまちであったとか、聞いたことがないというのであれば、それで結構です。いかがでしょう。

（環境経済部長）何年かコウノトリに関わっていますけれども、コウノトリ自体が人に襲いかかってくるということは一般的にはないようです。ただ、子育てをしていたりする環境では、人間が近寄っていけば攻撃するようなことが多少でもあるのかもしれない。ただ、高いところにいますので、あまり聞いたことはないです。

以上です。

（大塚）このコウノトリの関連では、多くの方が疑問を持っている方もいるし、議会人に限らず市民の方もこれからどうなるのだろうというのは非常に関心がある項目、事業であると思います。

1つ冒頭に申し上げますが、12月のタイミングの中で、隣の北本市で議会を通して決議がされました。これ議会の方に伺ったところ、今のところ……すみません。失礼しました。違うことでした。

コウノトリに関して申し上げますけれども、いわゆる飼育をすることで何を指すのかという、いわゆる本来の目的、これについてはどのように捉えているのか、改めて伺います。

（環境課長）令和3年度、先ほど大塚委員の話の中にありましたように、コウノトリの里づくり事業、コウノトリの飼育施設管理運営事業、こうのとりのパートナー事業と、この3つの事業を予算計上させてコウノトリの事業を盛り立てております。ご質問のコウノトリの飼育で何を指すか。秋に2羽のコウノトリが来ます。それで、順調にいきまして卵を産んでいただいて、ふ化したら飼育という形になります。飼育するだけでなく、まずは放鳥、野生復帰を目指すという形で考えております。これに伴って環境学習、地域の方や小学生、中学生の方にとって環境学習と、あとコウノトリを飼って野生復帰することによって地域の環境保全も進むだろうと。その分野につきましても、農業分野もありますし、地域の環境保全が進んでいくこととなると考えております。それと同時に、コウノトリをシンボルとしたまちづくり、商品とのコラボについて、新

しい商品開発等でまちの活性化ができるだろうと。そういう総合的な観点から、本市ではコウノトリを自然と共存する持続可能な地域づくりのシンボルに、そしてコウノトリと共生による人にも生き物にも優しいコウノトリの里鴻巣を目指すという形でこの事業を展開させていただいているように考えております。

以上です。

(大塚) 今の答弁を聞いていますと、非常に捉えどころが難しいと私思うのです。具体的にストレートに聞きますが、コウノトリの飼育、いわゆる放鳥を目指しているというのは分かっているのです。その中で、強いて順番をどのように位置づけをするかということ伺いますが、コウノトリの飼育イコール、鴻巣にとっては一つの目玉といいますか、観光資源であるというような考え方なのか、あるいはあくまでも例えば大気、水質、騒音等、環境保全、環境破壊を起こさないための一つの手段である。強いてこの2つを順位をつけるとしたら、市の考え方としてはどのようなになりますか。

(環境経済部長) コウノトリを飼うことは、まず第1位には環境問題に対する一つの提案ということがあると思います。絶滅した鳥をここから復活をして、鴻巣でもまたひなをもうけて飛び立たせるって、そのために、それが生息するための環境をつくっていくということがありますので、第1位的にはそういったものがあると思います。そういうことでないとコウノトリを譲り受けることができないということが1つあると思います。

その次に、地域づくり、まちづくりです。コウノトリをシンボルとしたまちづくりというのが1つあると思います。これは、今ブランディング、新しい鴻巣のブランドをつくっていくとか、そういったことでのことがあると思いますので、1位的には環境学習ということが1位かなというふうに考えております。

以上です。

(大塚) 特定の地域の環境保全が最終的には鴻巣市内全域に広がっていくと。これハードの部分も含め、鴻巣市民全体の、いわゆる心といいま

すか、ソフトも含めて、それが順番に順序よく浸透していくように事業を進めるべきと私も考えます。この点については、令和3年度の事業の進捗も見据えながら、また必要があれば伺うタイミングで質問をしたいと思います。

続きまして、255ページ、新ごみ処理施設関連であります。先ほどちょっと触れてしまったのですが、この件については隣の北本市の議会のほうで議会として決議を出しました。その内容は今回表にはしませんが、北本市の議会人の方に伺ったところ、あの決議は北本市という行政に対して、今後どういうふうを考えて取り組んでいくのだと。北本市民に対して分かりやすく丁寧に進めてほしいという要望を決議として出した。提出先は、当然のことながら北本市長になるわけですけれども、そういったことも伺った中で、私が伺いたい内容ですが、いわゆる北本市と鴻巣との2市、あるいは本会議でも幾つか出ておりますので、あえて吉見を入れた2市1町、あるいはその先を行けば県央広域の中のメンバーということで桶川市、その2市1町もしくは3市1町という捉え方の中で、具体的に広域化ということで令和3年度において取組をしていくことが可能なのか、あるいはそういったことを検討されているのか、この点について改めて伺います。

（環境経済部長）まず、鴻巣市の枠組みは北本市さんとやっていく、これは令和2年度ずっと通してやってきているところです。ですので、まずは北本市と首長間の協議ができるように進めていきたいというのが1つあります。

ただ、実際に吉見町もごみの新しい組合のほうは解散しております。桶川も解散しています。そういう中では、春に行われる選挙、首長選挙ですね、それによつての動向というのがまた少し変わってくるのかなということがあります。そういう面では、鴻巣市は積極的に吉見または桶川のほうと一緒に組合をつくりましょうというふうな話はしておりません。積極的にはですね。ただ、その辺の動向を注視しながら、場合によっては、ただ鴻巣と北本という枠はしっかりと組んでいくということで、それにプラスアルファがあるのではないかと、場合によってはあるので

はないかなというふうには考えております。

以上です。

（大塚） 2市での協議をさらに進めながらということで、令和3年度に期待をするところであります。

次の質問であります。263ページ、農業政策、農政についてです。農業振興事業であります。様々な事業が列記されております。まず最初に伺いたいのは、令和2年度、まだ年度は終わっていないのですが、令和2年度も含めて、ここ最近の課題として挙げられていること、先ほども幾つか出ましたが、改めて伺います。

（農政課長） 令和2年度の課題ということですが、予算執行上の課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により人との接触が制限されたことから、打合せや総会などの会議が開催できず、一部の事務では遅れが生じましたが、書面開催というような新たな手法により何とか例年並みの業務が執行できたというふうに認識しているところでございます。

また、昨年同時期におかれましては、この新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりイベントなどが中止、自粛により花卉生産者は大きなダメージを受けましたが、現在は何とか例年並みの水準まで回復してきているとの情報でございます。

このような農業は天候のより収穫量が大きく影響することから、日頃からの備えが大変重要と考えているところでございます。近年では雪害や豪雨被害が全国で発生し、本市では平成26年の大雪、令和元年の台風19号による豪雨、昨年2月、3月の降雪による被害などが発生しているところでございます。豪雨や降雪については、気象庁が発表する予報を基に、事前に生産者に対し対策に関する情報を発信しておりますが、それでも被害が発生しているところでございます。このようなことから、課題としましては、農業災害に関する対策の意識をさらに高める必要性を感じているところでございます。さらに、農業者の高齢化や後継者問題などが課題であるというふうに感じているところでございます。

以上です。

(大塚) そこで、ページはちょっと戻るのですけれども、前のページの261ページ、農業委員会のほうにもちょっと質問させていただきたい。今、農政課のほうで過去における、あるいは令和2年における課題が幾つか出されました。一般的な長く言われている高齢化ですとか、それから後継者不足については分かってはいますが、それと併せて今自然災害への対応もこれから必要だというようなのが一部出ました。

伺いたい質問の内容であります。農業委員会の関連でいきますと、いわゆる農業委員さんが今回で替わられているわけですけれども、今出たような農業振興に対して、同じテーブルで同じ課題を持って委員会活動をするということは実際に可能なのかどうなのか。農業委員会というと、何となく月に1回集まりがあって、別のテーブルで何か話が、事業が進んでいるような気もしないでもないのですけれども、そこら辺、普段も含め、令和3年度はメンバーも新しくなったので、農業が抱える課題について、同じテーブルで話合いというよりも事業を進めるということは可能かどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) まず、農業委員会の機能なのですけれども、まず1つが委員会としての意思決定、こちら農地法に基づく許可等になります。それから、もう一つが農業委員会管内での現場活動のこの2つに分けられております。現場活動においては、農地等の利用の最適化の推進、これをよりよく果たしていくことが求められております。農地等の利用の最適化の推進とは、まず1つ、担い手への農地利用の集積、集約化、次に遊休農地の発生防止、解消、それから新規参入の促進のことを言っております。令和2年度におきましては、先ほどこちょっと農政課長のほうも話があったのですけれども、農地の集約、集積について、人を集めての話合いとかができなかった、こういうことがありました。しかしながら、樹木が例えば茂ってしまった遊休農地を農業委員が中心となって地域の人たちと一緒に整地して、担い手に集積したという事例もございます。新しい委員さんにつきましては、歴代の農業委員さん、推進委員さんがやってきた活動を継承していただいて、農業の健全な発展に寄与していただきたいと考えております。

また、各委員さんには農業者の皆さんの身近なところで活動することとなりますので、市の農業振興に係る政策ですとか、必要な情報などについては随時情報提供いたしまして、それらの情報がより多く農業委員さんに伝わるようにするなど、事務局としても各委員さんが活動しやすい環境をつくっていけるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

（大塚）令和3年度、新たな展開に期待をするところであります。

次の質問参ります。275ページ、これは空き店舗対策であります。他の委員の質疑の中では、空き店舗の定義が難しいというのがまず1点目、それから具体的に令和3年度については150万円の予算を立てて、50万円掛ける3件分ですよという答弁がありました。現在、県のホームページの中では12か所がそれに該当するということでもあります。具体的に何をどうしていったらいいのかというのは非常に難しいところだと思うのですが、最初に伺いたいのは、店舗として行っていた場所があつて、それがやめてしまうと、いわゆる空き店舗。例えば人家、民家が人がいなくなって店舗として活用したいという場合は空き店舗という定義に含まれるのでしょうか。

（商工観光課長）大塚委員のご質問にお答えします。

今現在、空き店舗対策の我々は補助要綱というところでいいますと、民家とか人家を活用した場合については空き店舗の補助の対象には今なっていないと思います。そういう意味からいくと、空き店舗、我々が言う空き店舗の定義からはちょっと外れているのかなというふうに思います。

（大塚）そうしますと、立地条件にもよるのですけれども、民家、人家を店舗として活用したいということも当然考えられるわけで、そこら辺今後少しメスを入れていくというのは鴻巣市として可能かどうか、それはいかがでしょう。

（商工観光課長）全くの民家、人家を改装していくというのが、今後というのはまた検討しなければいけないところではございますが、実際に今まで鴻巣の事例でいいますと、やっぱり店舗併用住宅みたいな形、奥

が住宅で、手前がお店だと。それで、やめてしまって、そのまま引き続き住んでいるというところで、自分の自宅として住んでいるのでお貸しできないというような事例というのが今まで多く見られたところです。先進地、ほかの空き店舗を実際にやられている市町村なんかでは、そういった修繕、改築をうまくやって、住宅の部分とうまく店舗の部分を切り分けるような修繕、改築をやっている事例というのが実は何件か最近見られるようになってきました。そういうところもございますので、もしそういうようなご希望の方があれば、そういう方については当然対象となってくるのかなというふうには感じております。

以上です。

（大塚）経済状態が平常ではない、通常ではない今の時期なので、非常に難しいと思うのですが、あらゆる要望、要求があって、それぞれ条件、要件が変わっていると思う、違うと思うのです。そこら辺臨機応変に対応できるように、令和3年度において、課題は多いにしても、検討することによって新たな意味のまちづくり、比較的まちというと、具体的に言うと中山道沿いですとか、やっぱり明かりがないと寂しいのです。昔のような商店街の並びというのは難しいにしても、やはり訪れた方がにぎわいを感じるような、そういう町並みをつくるには、やはりいろんなことを少し枠を広げたり、方向を変えたりして検討する必要があると思いますので、令和3年度の事業の中で期待をするところであります。

次の質問であります。321ページ、自主防災組織等の支援についてであります。他の委員からの質問がありまして、今現在、結成マニュアルや運営マニュアルを作成し、間もなく出来上がるということ、また今後においては組織率の低い地域へのアプローチを検討していく、行っていくという内容でありました。現状の分析と課題への取組ということで質問は出しているのですが、現状まだまだ組織率が低いというふうな認識でいると思うのですけれども、例えば近隣の他市町村との比較等はされたことがあるのでしょうか。あるいは、県平均ですとか全国平均、それらと比較をして鴻巣というのは、数字があればですけれども、なければ比較的頑張っているほうなのか、そこら辺もし、感覚でも結構なので、お分

かりになればお伺いをしたいと思います。

(市民生活部参事兼危機管理課長) お答えいたします。

現状の結成率が63.5%です。埼玉県内63の自治体数ありますが、58位というのが現状でございます。現在、自治会の数は236の自治会の数ですが、そのうち145の自治会が自主防災会を結成をしております、自主防災会の数でいいますと117ということになります。埼玉県内の平均が、ちょっと今手元の資料を見つければいいのですけれども、63市町村の平均が68%……ちょっと確認します。ちょっとお待ちください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時27分)



(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 埼玉県内の平均、ちょっと手元に数字がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。以上です。

(大塚) 質問の冒頭に申し上げた自治会の組織もそうなのですけれども、自主防災会もある意味同じかなと思うのは、その場所だとか、状況、条件によって意識の違いがかなりあると思うのです。私個人的かもしれませんが、私の住んでいる場所はすぐ近くに川里支所があって、さらにそのすぐ近くに小学校があるのです。そうすると、何かあったときにあそこに行けばいいやという安易な発想なのです、実は。我が家が駄目になってしまって、水でも何でもそうですけれども、災害が発生したときに近いからいいやというのが私の住んでいる地域の自治会というか、集合体の中では多分皆さん多く思っているのです。ちょっとやっぱり距離があったりすると、その避難場所ですか、やっぱり思いが変わってくるのだと思うのです。これ場所によって思い入れが違うというのは非常に困った話であって、実際には、ではそこら辺をどのようにクリアして課題を整理して組織率を高めていくかというのは、ある意味、先ほどの答弁にもありましたように、自治会であっても自主防災会であっても同じか

など思うのです。

質問としては、そういうコミュニティーであって、地域の団体というくくりでいくと、今質問している自主防災会もそうですし、自治会もそうですし、何か上手に接点を見つけて、これ課が替わります。超えます。でも、何か接点を見つけて、同じようなプレゼンというか、提案、アプローチをしながら、そういう組織、いわゆるみんなの力って大事ですよ、結集しませんかというのを声をかけていくというのは、私はどこかでやるべきかなと思います。総合的な話ということになると、どうしてもお答えとしては課長よりも上司の方のほうがいいと思いますので、トータルで呼びかけをしていくということが私は必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

（市民生活部長）自主防災組織あるいは自治会の結成率、組織率の向上ということのご質問かと思えますけれども、先ほども課長等答弁しておりますとおり、現在、自主防災組織の結成マニュアルあるいは運用マニュアルを作成しております。今年度はコロナの影響で自治会の研修会等は開催できませんでしたけれども、来年度も6月に研修会を開催したいと予定しておりますが、そういった中で結成マニュアルとか、そういったものを提示して、本当に自助だけでなく、どうしてもやっぱり共助も必要ですので、そういったところでお示しして組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）今後普及を進める中で、鴻巣市内でも結構です。他県でも他市でもどこでもいいのですけれども、自主防災組織の成功例というのが多分いっぱい転がっているはずなのです。そういったものを普及の中の一つのキーとして挙げて皆さんにお知らせをしていくというのは、今もやっていらっしゃるのか、あるいは今後取り組むということが出来るかどうか、それはいかがでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）地域ごとの結成率をちょっと先にお答えさせていただくと、鴻巣地域が54.1%、吹上が100%、川里が25.4%ということで、地域間によって結成率が大きく変わっておりますので、

ご提案の他市町村の成功例などを出前講座であるとか、先ほど部長からも答弁させていただきましたが、自治会長の集まる会にこちらから積極的に啓発活動していきたいなと思っています。かつ、鴻巣地域でも箕田と馬室が結成率が低いので、川里は全体的に低いのですけれども、やはり過去に大きな災害を経験していないところにつきましては何となく大丈夫だろうという他人事が見受けられますので、そうではなくてやっぱり自分事なのですよということを啓発していきたいと思っています。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 3 分)



(開議 午後零時 5 8 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、自治振興課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(自治振興課長) 昨日、令和3年度一般会計当初予算案の説明の中で、広報等文書配布事業のところで「広報かがやき」と言うところを「広報こうのす」と発言いたしました。「広報かがやき」の誤りでございます。訂正のほうお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

危機管理課長より発言を求められていますので、許可をいたします。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 午前中の質疑の中で埼玉県内の平均の自主防災組織の組織率という質問いただきまして、お答えできません

でしたので、改めて答弁させていただきます。

最新の平均率では、平成31年4月1日のデータになりますが、埼玉県平均90.9%になります。

以上です。

（委員長）以上、ご了解願います。

それでは、引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。

（金子）それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、100ページの花のコミュニティづくり事業と花のボランティア育成活動事業、ちょっとかかってご質問をさせていただきたいと思うのですが、具体的に本年行う事業がどのようなものになっていくのかをご答弁いただきたいです。

（商工観光課長）お答えいたします。

これまでこちらの花のコミュニティ事業につきましては、自治会ですか市民の団体等がそれぞれ市内の公共施設等において花の植栽や維持管理について行っている事業に対して3分の2補助金を支出するというような形になっております。現在16団体が市内で活動しておりますけれども、具体的にこれまで公共施設のほうの水やり、先ほど申しましたように水維持管理等を行っていただいているというところが具体的な内容となっております。

以上です。

（金子）そうしましたら、ボランティアの今16団体というお話がありましたけれども、ボランティアの推移と今後どのように継続をさせていこうと考えているのかお伺いいたします。

（商工観光課長）ボランティアの推移と今後どのように継続させていくのかというようなご質問ですけれども、まずボランティアの推移でございますけれども、平成28年以降プラス傾向を示しておりまして、個人でボランティアに登録されている方が41名から今年度は53名というような形で増えているような状況でございます。ボランティアとして団体登録している団体が今6で、そちらについては変わらないところでございますけれども、団体に所属してボランティア活動されている方が52名から

今年度は95名に増加しているというような推移がございます。今後どのように継続させていくかとのご質問ですけれども、今後も継続してボランティアの募集をはじめ、今回初めて3月号の「広報かがやき」のほうに掲載させていただいて、そちらの参加について募集をかけるということと、あと今後も募集の方法等を工夫することでさらなるボランティアの育成について尽力してまいりたいと思っております。

以上です。

（金子）今92名に増えたというお話がありましたけれども、増えた要因というものが何かあれば教えてください。

（商工観光課長）個別にどうして増えたかというのはなかなか検証していないところではございますけれども、手前みそではございませんけれども、やはりボランティアのそういう意識というのですか、そちらの活動が実ってきて周辺にそういう意識が広がってきたのかなというふうに認識しております。

以上です。

（金子）今ボランティアの意識等が広がってきたというところなのですが、ぜひこの増えた要因を探っていただきたいと思うのです。というのも、ほかの自治会とかそういう、前任者の質問の自治会とか、あと防災組織もそうですけれども、今後こういう地域に関わる人たちがだんだん減っていく中で、これは増えたという成功事例だと思いますので、ぜひ、なぜ増え、どういう活動、多分ボランティア団体さんが誘ったりとか、いろいろしているのだと思うのですけれども、その辺の手法等、何か探っていただけるような機会があるのかどうかお伺いいたします。

（商工観光課長）おっしゃるとおりボランティア団体の中の活動でございますので、やはりお友達を誘うとかというのが一番大きかったりするのだと思うのです。今後、そういった口コミではないですけれども、そういったコミュニティー等をさらに深める中で活動を大きくしていきたいというようなふうに思っております。

以上です。

（金子）そうでしたら、次に行きます。

117ページ、交通指導員育成指導事業になるのですけれども、前任者の質問の中で指導員数が43名という方でしたけれども、それでよろしいですか。

（自治振興課長）前年度は43人でございます。

（金子）この交通指導員さんというのは、どういう人たちがなっていて、どんな活動をふだんやっているのかというのを教えてください。

（自治振興課長）まず、交通指導員の方については、会社勤めをされている方、専業主婦をされている方、あともう退職をされている方、まちまちでございます。それとあと、活動につきましては、小学校の通学路上の交差点に立ちまして児童の安全の確保に当たるとともに、市の依頼により、事故を防止するため交通誘導等を実施しています。あと、季節ごとの交通事故防止運動、小学校や幼稚園等への訪問をして交通安全教室などをしております。

以上でございます。

（金子）今、学校の通学路に立ってくださる方とかというご説明があったのですけれども、学校自体もいっぱいあって、結構43名って少ないのではないかなと思うのですけれども、体感的にですよ。もっといそうな感覚があるのですけれども、お金を出して交通指導員になっている方と、そうではなくてボランティアでやってくださる方がいるのかどうか、把握されていれば教えてください。

（自治振興課長）まず、交通指導員が立っている場所については把握しております。それと、地域の防犯のボランティアの方でどこに立っているかというところを正確に自治振興課のほうではちょっと把握はしておりません。

以上です。

（金子）分かりました。では、交通指導員に、ちょっと私もその人が、田間宮小の前とかに入れ替わり立ち替わり立っている保護者の方だと思うのですけれども、多分あれはボランティアでやっているのだろうなと勝手に思っているのですけれども、そういう人たちが例えば私交通指導員になりますって言ったらこの報酬の中に入ってきて、自主的にボラン

ティアでやっている方たちはいるかもしれないという認識でいいですか。すみません、ちょっと。

（自治振興課長）まず、交通指導員の方は制服を着て、警察ではないですけれども、警察と似たような制服を着て交通指導を行っております。あと、ボランティアで立っている方は、恐らく学校とかが把握をしているのかなと思います。ですので、自治振興課としては交通指導員に報酬を払っているというところでございます。

以上です。

（金子）今の説明で理解できました。制服を着ている人がこれということですね。分かりました。

では、すみません、次に行きます。123ページの防犯対策啓発事業のところと、あと防犯系のところをちょっとお伺いしたいのですが、近年振り込め詐欺被害が増えているというところで、先日の話ですと県の補助金は振り込め詐欺はなくなったみたいな、交付金か、なくなったみたいな話があったと思うのですけれども、市としてこれは重要だということで推進をしているという認識でいいですか。

（自治振興課長）県からの補助金がなくなったというだけで、市としては振り込め詐欺に対する注意喚起、その他啓発活動は必要だと認識しております。

以上でございます。

（金子）結構防災無線とかでも言われていますけれども、それ以外に何か今後、今年ももっとこうしたら市民の方に周知できるのだというような手法とか、考えているものがあれば教えてください。

（自治振興課長）今年度、振り込め詐欺などについては出前講座とかも令和元年度とか実施していたのですけれども、令和2年度はコロナの関係で出前講座も一切できませんでした。こうしたことから、ポスティングという形でオレオレ詐欺の周知とか、そういった形のポスティングを実施しております。また、我々も周知がちょっと足りないのですけれども、デジタルサイネージという形で掲示をしたりとか、そういう形で目に見える形で振り込め詐欺の啓発を行っていきたいと思います。

以上でございます。

（金子）続いて、では防犯体制支援のほうなのですかけれども、これは何か決まった組織とかがあるのですか。

（自治振興課長）まず、地域の自主パトロールグループというのがございまして、この2月末で130の団体の防犯パトロールグループがございませう。

以上です。

（金子）では、次に行きます。

235ページの生物多様性のところなのですかけれども、この環境調査の具体的な内容を教えてください。

（環境課長）こちらは、生物多様性事業の中の市民の参加による野鳥観察会の自然環境調査となっております。こちらにつきましては、鴻巣市の環境基本計画に基づき、市民との協働による自然調査を実施し、鳥類を中心とした状況を把握しております。市内2か所で市民が参加する野鳥観察会を実施し、また事前にそれぞれの箇所で行って、発見した野鳥の状況を記録している調査となっております。

以上です。

（金子）そうしましたら、その調査結果の活用というのは今までどうやってやってきたのか教えてください。

（環境課長）こちらにつきましては、環境基本計画にもありますように、市内の実態を調査して把握をすることとともに、コウノトリの里づくり事業において、本市におけるコウノトリがすめる自然環境がどんなものか、そのような内容で、コウノトリの重要な採餌環境となり得る田んぼをはじめとする農地における餌生物量の調査を行っております。それにつきましては、それぞれの事業に連携をして行うことで、コウノトリのほうは生き物調査、こちらのほうは生き物を捕る野鳥の調査という形で連携をして調査を行っております。

以上です。

（金子）分かりました。

続いて、同じページのコウノトリの里づくり事業についてお伺いしたい

のですが、今回の予算の計上で巢塔とか井戸というのが上がってきましたけれども、どこに造るのかというのを教えてください。

（環境課長）今回、巢塔と井戸を計上させていただいております。こちらにつきましては、それぞれ市内1か所ずつの設置を考えております。巢塔につきましては、市有地を中心に、周辺環境を考慮してこれから場所を選定しますので、生き物調査等の結果を踏まえて選定してまいります。井戸につきましては、現在、川里中央公園予定地内に川里中央公園整備後も活用できる位置に設置できたらという形で検討しております。以上です。

（金子）今、1か所ずつって言いましたか。

（環境課長）はい、1か所ずつです。

以上です。

（金子）では、井戸なのですけれども、井戸は何の目的で造るのかを教えてください。

（環境課長）やっぱり水がないと生き物として採餌環境が増えることができないという観点から、そのような井戸というか、湿地帯ですか、そのようなものを多く造りたいという関係で、井戸で水を張るという考えで設置しております。

（環境経済部長）コウノトリのすめる環境でなつみずんぼをやっていますね。水って実は土地改良区とかがしっかり管理をしていて、夏に水を張るのも土地改良区から水を頂いたりとか、その許可が要るのです。ただ、夏は田んぼを作っている関係で水が入ってくるのですけれども、冬場って出水を全然していないので、ご承知のとおり、田んぼ見てもらうと全部乾いていたり、水路に水が一切ないのです。なので、ふゆみずたんぼをやるとやっぱりどうしても井戸を掘って井戸から水を出さなくてはならないというところがあって、そこでかつ土地改良区から水を頂く場合、冬場なかなか難しいところもあるのです。そういうところがあって、土地改良区とも一緒にやっていく、または独自で井戸を掘って、水をくんでふゆみずたんぼに控えていくというようなことで考えております。

以上です。

（金子）分かりました。冬場のためということですね。ちょっと夏だと水あるのに何でだろうなと思ったのですけれども、それでよく分かりました。

次、入漁権、漁業の権利ですか、を計上されていると思うのですけれども、これはどういう目的なのでしょう。

（環境課長）こちらにつきましては、生き物調査をする際に荒川や元荒川にて魚を採取するための際に漁業権を使用するものになっております。

以上です。

（金子）それは、業者が捕るのだったら要らない、あったほうが便利という、市の担当としても取れたほうが便利だから取得をするというイメージなのですか。

（環境課長）生き物調査をするときに、先ほど言ったように魚とか捕る、そういう行為がありますので、その行為を行うために漁業権を取得するものです。漁業使用料ですか。

以上です。

（金子）イメージ的には業者がそういうのを持っていれば要らないのではないかなと思ったのですけれども、あったほうが便利だからということかなと理解をしました。

続いて、これはこの後のこうのとりのパートナー事業とかもちょっと関連はしてくるのだとは思っているのですけれども、ブランディング方針というところをどうやっていくか。正直私たちは議会でもう何年も聞いていますし、いろいろ情報が来ているので、分かっているのですけれども、市民の皆さんにちょっと話を聞くと、えっ、コウノトリをやるのだという声がまだ結構聞こえるのです。なので、そこも含めて、広報も含めてなのですけれども、どう一体的にブランディングを行っていくのか。それに当たっては多分外部の力だったりとか、なかなか自分たちでは難しいのかなと。シティプロモーションの話になってくると思うのですけれども、この分野としてはどのように考え、計画をされているのかお聞きします。

(環境課長)こちらにつきましては、コウノトリの事業につきましては、従前から広報とかいろいろ、市のホームページに載せて市民のほうには周知をさせていただいております。

(マイク。マイクをもうちょっとの声あり)

(環境課長)コウノトリの事業につきましては、こちらにつきましては、建設経過のときからホームページや議会のほうにも報告をさせていただいたり、広報等でも周知をしているところです。それで、オープニング等のイベント、その他あといろいろ商工会での商品との、新しいものを作ったり、あといろんな分野での調整をしながら今後コウノトリのブランディング方針を取り組んでいこうと考えております。

以上です。

(環境経済部長)ずっとコウノトリの事業ってやってきているのですけれども、実は目立ってはいないのです。ここに来てやっぱり建物ができたということが最大のPRになってくるのだと思います。あそこの場所というのは、春のポピー祭りの、花まつりの会場も一緒ですし、コスモスもやっています。あと、体育館の利用者というのは常時いるわけですから、そういったところから自然というのはちょっとおかしいですけれども、周知は随分できていくのかなと思います。それと、中には、これは小学生を中心に毎年一定の学年に環境学習ということで来てもらうと。そこでのPRも当然あると思います。また、当然いろんな施設が今後できていく中で、このコウノトリ、例えば道の駅が、ちょっと先になりますけれども、今構想の中には道の駅にコウノトリの状況が見れるようなモニターをつけてみようだとか、それと一緒にコウノトリに関する今商品開発を積極的に皆さんに周知をしてやっております。それも随分出てきていますので、そういったところで自然的に広がっていく。当然SNS等も使いながらPRをしていくということで広めていきたいというふうに考えています。

以上です。

(金子)今後いろいろやられるのだと思うのですけれども、今環境省とかで随分やられている地域循環共生圏という、今何か大臣の好みでロー

カルSDGsという横文字になったって環境省の方おっしゃっていましたがけれども、まさにこのローカルSDGsにぴったりの事業ではないかなと私は思っています。ローカルSDGsの先進事例みたいなものを見ると、まさにコウノトリで徳島県の吉野川流域とかが事例紹介をされていたりするのは。まさにローカルSDGsの考え方自体が環境をよくして、さらにそこでお金を稼げる道筋を立ててというのがまさに今鴻巣がやろうとしているコウノトリの里づくり事業なのかなと思っているのですけれども、そういったところへの積極的な、環境省に、もちろん国からお金をもらっているので、環境省は認知はしているのだと思うのですけれども、国としても周知を、鴻巣の事例を取り扱ってもらおうとか、そういうようなことを今後やっていく考えがないかお伺いします。

（環境経済部長）このコウノトリの事業は、国交省のほうもコウノトリ、トキの自治体フォーラムであるとか、その下のエコロジカル・ネットワーク、みんな国のほうも入ってやっているのです。そういう面では、あと先ほど菅野委員のときも言いましたけれども、荒川流域もコウノトリをテーマにしてやっていこうということがあるので、そういうところは国のほうも抜かりなく、自分たちの実績という面もあるので、PRをしていってくれるのではないかなと思います。そういったところで、関東全域の中でコウノトリを飼育しているのは野田市とうちですので、必然的にこういうところのPRもしっかりとやっていきたいなというふうに考えております。

（金子）今しっかりやっていただけるということなのですからけれども、あと1点、せっかくなので、鴻巣市としてもSDGsを推しているではないですか。今コウノトリってSDGs要素を出しているように私はあまり感じないのです。せっかくなのだったら、うたってしまえばSDGs業界というか、そっちも波及していくのではないかと思っているのですけれども、今後SDGsをやっているって、ばあんって押し出すみたいな、そういうお考えがあるかどうかお聞きします。

（環境経済部長）市のほうも総合政策課のほうでSDGsまとめてやっているのですけれども、実は市がやっている施策というのはほぼほぼS

D G s に合致しているような事業がすごく多いのです。もともとがベースで S D G s のベースのところで行っているのですけれども、なかなか S D G s を絡ませて出していっていないところがあります。市長のほうもその辺を関連づけをしっかりと出して S D G s やっているのだよというところを見せていこうねということをやっていますので、当然コウノトリもそういった考えで出していけるように頑張っただけでやっていたいと考えております。

以上です。

(金子)でも、結構インパクトがある施策なのかなと思っていますので、ちょっとその辺も幅広くやっていただければなと思っています。

続いて、コウノトリの飼育、同じページではないのか。次のページ、237ページのコウノトリ飼育施設管理運営事業の中のセレモニー、多分オープンセレモニーだと思うのですけれども、セレモニーの内容と時期についてお伺いします。

(環境課長)こちらにつきましては、現在、令和4年1月頃を予定して、一般公開に合わせてオープニングセレモニーを計画しております。こちらのほうでは、今まで助言していただいたいろんな関係の機関の方へのお披露目という計画もありますので、あと一番は市民の皆様が参加できるように考えてやっております。そのときに施設の愛称やコウノトリの名前などを同時に発表させていただきたいと考えております。

以上です。

(金子)分かりました。

続いて、同じページのこうのとりのパートナー事業なのですが、これもさっき聞いたところと繰り返しになる部分もあるかもしれないのですけれども、今何件かお菓子だとかそういうので商品開発が出ているのは、ホームページを深く見ていけば分かるのですけれども、深く見ていない方からすると、あまりやられているのだというのがまだそこまで燃え上がっていないのかなと思います。この辺の広報の在り方全般だと思うのですけれども、もっとやっているのだと、ここにこういうクッキーがあるのだとか、ケーキがあるのだとかというのをうまく周知できないのかど

うかお伺いします。

（環境課長）環境課では、先ほどお話ししたように、コウノトリに合わせた新商品のほうを今年度募集をかけて随時認定をしております。こちらにつきましては、現在ホームページや「広報かがやき」では掲載はしているのですが、それ以外ということでは、まだ今後いろいろなツールを使って広く周知するようなことで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

（環境経済部長）まだ出来上がったばかりで、製品の製造状況だとか、その辺をちょっと確認しながら、やっぱりSNS等でしっかりと。結構若い方に受けてもらえるような製品も相当あるので、そういったところを心がけていきたいというふうに考えています。

以上です。

（金子）分かりました。

そしたら、今後の見込みというか、今十何件ぐらいでしたっけ、多分実績があると思うのですけれども、今年どれくらい出てきそうだとか、あと今食品とかが中心かなと思うのですけれども、今後こういう事業に、事業というか、商品を作っていきたいとか、そういうのがあれば教えてください。

（環境課長）今年度200万という予算を計上させていただいて、現在10事業者から13件の申請がありました。それで、12件が認定されて、こちらをもって今年度の予算は終了という形になっております。新たに来年度のほうになる予定で考えております。

以上です。

（金子）この今の予算がもう終わっているということ。来年度の予算が終わっているということかな。

（環境課長）今年度予算は予定額になりましたので、終了とさせていただきました。

以上です。

（金子）すみません。ちょっともう一回。分からないので。今年やってきた、今年というか、令和2年度は終わっていると思うのですけれども、

令和3年度の予算の200万円はこれから始まるのですよね。そういうことではない。

（環境課長）令和3年度予算のほうが承認されましたら、それ以降につきまして新たな申請を受け付けるという形で考えております。以上です。

（金子）そこで、まだ予算が成立前なので、なかなか答えづらいことはあるかなと思うのですけれども、次年度以降、こういう商品があったらいいなとか、こういうのが来そうだなとかという見込みがあれば教えてほしいのですけれども。まだ答えられない。

（環境経済部長）今年度、令和2年度のことですと、人形屋さんがあったりとか、食べ物屋さんの和菓子があり、洋菓子があり、またはおこしを作っている会社があったりとか、結構分野が広まっているのです。それと、具体的にちょっと出てきますけれども、飲料組合、飲食店を構えているところが割り箸の袋を全部統一していかうだとか、結構いろいろな分野に波及されているのかなというふうに思います。そういう関係では、ちょっと出だしが遅かったのですけれども、年度内に200万の予算を使い切ったということもあって、十何件というお話をしましたけれども、ちょっと保留の部分もあるのです。ですので、そういったものは、申請をして決定を受けたのが次、令和3年度になればいいわけなので、そういう面では周り中いろんな分野に波及されてきて、なかなかいい動きになってきているのではないかなというふうには思っています。そういう関係で、これ次の道の駅にもつながっていく商品になっていくのかなと。第2の川幅うどんではないですけれども、鴻巣を代表するようなお菓子になってくるとか、道の駅に行くとコウノトリにちなんだものの商品がいっぱいに埋まるのではないかなとか、そういったことを願っていろんな分野にちょっとPRをして、食べ物だけに限らず出てくればいいのではないかなと。頑張っていきたいというふうに考えています。以上です。

（金子）分かりました。

そしたら、251ページの可燃不燃ごみ収集運搬事業の中のごみ分別アプリ

使用料なのですけれども、これちょっと毎回決算、予算でご質問させていただいて、前回の9月の決算のときはお知らせ欄をもうちょっとうまく利用してさらに広報発信をしていくという検討をしていただけるというような答弁をいただいていたかなと思うのですけれども、今さっき確認すると9月からで9件、あと大体何かこういうごみが変わりましたとか、今までとあまり変わっていなかったのかなと思うのですけれども、なぜそうだったのかと。あのときは、コロナの情報とか、もっとそこに載せられるのではないのという話でもいろいろさせていただいたかと思うのですけれども、それも踏まえて来年度はどういったような動きをされるのかどうかお伺いします。

（環境課副参事）お答えします。

昨年9月に委員から本委員会でご指摘を受けて以降、月1回以上の更新を目標に、今までに計14回更新を行っております。また、本年2月末時点の登録者数が7,546名となっております、1年前と比較して登録者数が約2倍となっていることから、ごみの分別等について情報発信を行う有効な手段であると考えております。今後も定期的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）また増えたということで、多分本当に、前回も言いましたけれども、鴻巣市で一番ダウンロードされているというか、一番フォロワーの多いアプリなのです。それを使わない手はないのだと思うのです。なので、今、回数14回ありましたというお話があったのですけれども、月1回だとちょっと少ないのかなというのと、あと内容もないのです、正直なことを言うと。内容ももうちょっと、例えば、では環境経済部だから環境経済部でしかこれはもう発信しないのだというのであれば、もっと環境経済部のほかの事業、環境課の中でもいろいろ事業あると思うので、エコバッグあげますとかだけではなくて、ほかのコウノトリの話してもいいではないですか。7,000人もダウンロード数があるのであれば、もうちょっと工夫をしていただけないか。あと、月1回というのはちょっと少ないと思います。その辺いかがでしょうか。

(環境課副参事) 現時点においては環境課からのお知らせがメインになっていますので、今後お知らせすることについては調査研究させていただいて、他の情報も発信できるように検討させていただければと思います。

以上です。

(金子) ぜひちょっと検討していただきたい。というのも、やっぱり今ラインのほうにこの機能ついていますよね。ただ、ダウンロード数が上がっているのも、要らないとかそういうことではなくて、もっと活用をうまくできるのではないかなという観点で申し上げておりますので、その辺を本当にうまく使っていただきたいなと思います。

では、続いて……では、ちょっと時間がないので飛ばしまして、275ページの空き店舗対策事業についてお伺いをさせていただきます。先ほどほかの委員からの質問もあったので、大体中身は理解をしたのですけれども、今後、さっきちょっと空き店舗、県のほうから見られるよって言ったので、見たのですけれども、なかなかいっぱい出てきて、十何件出てきた中で、結構感覚値として、上尾とかの空き家のやつも見たのですけれども、感覚値としてやっぱり家賃が高いのではないかなということを思いました。そんな中で、今後空き店舗をうまく活用していきたい市側としては、その辺の相場観をお伝えしたりとか、こうしたほうがいいのかとかというアドバイス等も含めて今後やっていく方針なのかどうかお伺いします。

(商工観光課長) 私もなかなかいい値段だなというところは正直言って感じたところ、正直言ってございます。ただ、やはりお貸しするほうの相場ということでもございますので、それはこちらからなかなか口を入れるところが難しいところではございますけれども、何かしら、やっぱり空き店舗解消というのがまず一番の我々としても目標というか、結果を求めるところでもございますので、こちらにつきましては、商工会ですとか、そういう関係団体も含めて全員でやっぱり取り組んでまいるのが一番大切なことかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

（金子）そうしましたら、マッチングの実績について、この間塾とかをやられたって本会議か何かで話があったかと思うのですけれども、実績というか、マッチング、こういうのがあること自体知らないというか、マッチング数を増やしていくために何か施策があれば教えてください。

（商工観光課長）今現在、空き店舗対策の補助のご案内というようなものにつきましては商工会さんのほうで、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、創業支援セミナー等で実際参加された方にこういった空き店舗を活用するような補助金が市のほうでご用意してありますよというようなご案内、また併せて、今年はちょっとコロナのほうで実際開催しなかったのですけれども、市内の金融機関の店長さんですとか、資金を実際に取り扱っている方、行員の方と交流会というのでしょうか、こちら市でこういう制度がありますので、ぜひお客さんにご案内してくださいというような交流会みたいなものを実は年1回開いておりました。その場で空き店舗の概要ですとか、そちらについてもご説明させていただいて、ぜひ活用いただくようなお話をさせていただいています。今年2件、実際空き店舗埋まったような状況なのですけれども、そちらにつきましては商工会さんのほうでやはりご紹介というか、そちらのほうでこういうのがあるということで見えられたというようなところがございしますので、やはりそちらについては大変有効かなというふうに思っております。

もう一つ、今後こちら商工観光課として一応考えているのが、やはりさいたま市さんですとか草加市さん、かなり先進地として空き店舗対策に取り組んでおります。その中でリノベーションスクール等ということで開催しているものがございまして、昨年実は市のほうでも、岩槻区さんのほうにリノベーションスクールが開催されるということで、見学というか、参加させていただくことでお話をさせていただいたのですけれども、コロナで実は参加についてはちょっと見送ってくださいというようなことがございました。今後そちらのものについても、実際コンサルタントさんとか、そういうふうなものが入った中で実際かなりの熱を持つ

て取り組んでまいり事業だと思っておりますので、ちょっとそれらについても先進地の研究等を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

（委員長）以上で金子副委員長の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）では、1点に絞りますけれども、反対討論を行います。それ以上の討論は本会議場で行います。

コウノトリの環境衛生について反対討論を行います。鴻巣では、将来的な放鳥を見据えて、まずはペア、市長が言うには2羽の飼育を開始して、最終的には6羽程度の飼育を目指しています。実際に成功した豊岡では、1965年、昭和40年、つがいで捕獲をして人工飼育したら、これはうまくいきませんでした。そして、1989年、これはもう24年たっているのですけれども、豊岡でようやく成功したわけです。そして、平成17年、2005年、豊岡で5羽の試験放鳥をいたしました。さらに、平成19年、2007年に46年ぶりとなる国内の野外での繁殖が成功したということです。北本市では、当時の石津市長がコウノトリ事業を同じように行いたいと提案しましたがけれども、これは議会であつという間に否決されました。300万程度の予算を計上したようですけれども。国の政策としては、桶川、北本、鴻巣、吉見、川島町、3市2町での事業ということで、国では政策上それを進めているわけです。鴻巣が2羽を飼って、それで放鳥していると言っていますけれども、おいそれと、豊岡は県も一緒にやっているわけですから、県と市が一緒にやって大変なお金を使いやっているわけです。そして、近隣には大きな島の半分を湿地にしたりとか、幾つもの湿地を造っているのです。この首都圏でどう考えてもそんな湿地なんか造れっこないし、ふゆみずたんぼで井戸からたんぼに水を入れてといたしますけれども、コウノトリを本当に飛ばすというなら広大な敷地が必要

なわけで、近隣の自治体がどこも取り組まない中で、市民の要求は、今日のコロナ禍の中で、どれほど暮らし向きや、それから福祉や教育への市民の市政の前進を願っていることでしょうか。どう考えても市民の皆さんの要求とは相入れないコウノトリ事業は、荒川北流域全体で取り組むというときになったときは、それは認めますけれども、これは今回でも2億7,000万以上の予算が組まれているわけです。住民要求と外れたお金の使い方である点を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時45分)

◇
(開議 午後1時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分)

◇

(開議 午後2時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わっておりますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) では、通告してありますので、3月8日に通告した、まず国民健康保険税について、1、高過ぎる国保税を引き下げて……

(委員長) マイクのほう。

(菅野) ごめんね。国民健康保険税、高過ぎる国保税を引き下げて所得に応じて払える額に。(1) 応能負担を原則とする保険税に改めること。

(2) 子どもの均等割負担の……

(何事か声あり)

(菅野) 一問一答。

(その声あり)

(菅野) では、1、応能負担を原則とする保険税に改めること。なぜ国民健康保険税が高くなったかということ、2018年度の国保の都道府県化ということ、国が入れたわけ、そこから高くなったわけ、と、かく自公政権の下で公費を独自に自治体が繰り入れて、今まで国保税を安くしていたのですけれども、これをやめさせるために2018年度から都道府県を国保財政の責任主体とする国保の都道府県化を実施したわけ、ですから、市町村では決められないような独自になったわけ、それで、公費を独自で繰り入れて、今まで削減や廃止をして、国保税を都道府県が市町村ごとに算定する標準税率に合わせることや、都道府県から統一することを認められてきたわけ、けれども、今まで市町村がそれぞれの財力に応じて財源を入れて国保税を安くしてきたわけ、それがやめさせられたことがいわゆる国保税の引上げにつながっているということで、払いたくても払えない状況が続いていることだ、と思うわけ、なので、本市の税率が2018年度以後上がったということにもこのことに関連していると思いますので、この点は引き下げることができるかお諮りします。

(国保年金課長) 菅野委員のご質問にお答えいたします。

国保税の賦課に際しましては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取り、被保険者全体で制度を支えることが重要であると考えております。今後の国保税の見直しに当たりましては、毎年県より示される標準保険税率等を参考とし、適正な税率を検討してまいります。

以上です。

(菅野) それでも国保税を値上げしなかった自治体というのはあるのです。だからといって市町村潰すわけではないのです。今までどおり値上げしてきたからといって。2017年度は270自治体、2018年度は559自治体、2019年度は442世帯、2020年度も422世帯（P63 発言の訂正あり）、これは国保税を値上げしなかった自治体数、年収400万円、サラリーマンで4人世帯の倍というのを基準に統計を取って、上げなかったところもあるのです。鴻巣市の場合は、保険料の増額にはつながっているわけですよ、2018年度以降。ここは、この制度との関係ではどうですか。だって、国の制度に従えば国保税は上がっているわけです、2018年度以降。計算方式が違うのですから。勝手にそういうのを変えるというのがあれですけども。国が。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時27分)

(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま菅野委員より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(菅野) 政府は、2018年度から都道府県を国保財政の責任主体とする国保の都道府県化を実施しました。これは、年収400万、サラリーマン4人世帯の場合、値上げをしなかった自治体数、2017年270自治体、2018年559自治体、2019年442自治体、2020年422自治体ということです。要するに2017年度までは市の独自の判断でよかったのを2018年度から変えたという意味でこの数字を言いました。この数値に訂正をします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き菅野委員の質問を許します。

(菅野) このことによって2018年度どれぐらい上がったかという世帯なり数値なりというのはつかめますか。分からなければ後の質問でもいいのですけれども。

(国保年金課長) 詳細はちょっと不明なのですが、本市におきましては、平成30年度の広域化に当たりまして税率改正のほうを行っております。内容については、賦課限度額については改正のほうは行っておりますが、税率改正のほうは行っておりません。

以上です。

(菅野) ということは、国の言いなりにならなかったということですが、制裁措置というのはないのですか。怪しいから、ちょっとこれ。制裁措置は、その代わり何ら国から出されることはなかった。

(国保年金課長) 特にそういった制裁措置等はございません。

(菅野) 今回子どもの、通告してある中に、1として応能割を負担とする保険税に改めるということを通告してあるのですが、応益割と応能割というのがあるわけですが、ここについてはどうでしょうか。国保税の在り方として。能力に応じて払う。それはできない。

(答弁して・・・との声あり)

(委員長) 答弁してあるって。

(菅野) では次は、子どもの均等割負担は廃止する。

(国保年金課長) 本市におきましても、平成30年度の税率改正に際し、国保税の激変緩和対策として平成30年度から令和2年度の3年間、多子世帯への軽減措置を適用し、18歳未満の第3子以降の均等割額を減免しております。令和3年度につきましても引き続き減免を行ってまいりま

す。また、国では、令和4年度から未就学児の均等割を5割軽減し、軽減相当額を公費で支援する制度を創設する予定となっております。子どもの均等割負担の廃止につきましては、今後の国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

（菅野）子どもの均等割の廃止は、国の動向というのは、国はもう廃止しろと言っているのですけれども、鴻巣は、では均等割廃止するよということも言ってもいいのですか。社会保険の場合、子どもが3人いる人と1人しかいない人では、1人は1人分というふうにはないではないですか、特別増えるわけではないではないですか。子どもが1人いるから、2人いるからって。でも、国保の場合はそうではないわけですよ。子どもも1人にしてやられるわけで、均等割負担の廃止というのは取り組んでいない。従前どおりやっているということですか、均等割負担を。今。

（国保年金課長）先ほどもちょっとご説明させていただいたのですけれども、国のほうで令和4年度から未就学児に対して均等割の5割軽減というのを行うという予定になっておりますので、そういう中で今後国のほうが子ども、例えば未就学児等の均等割等を全額減免するとかというふうになれば、またそこはそれですけれども、取りあえずというか、ひとまずは令和4年度から国のほうが未就学児の均等割を半額、軽減しますということですので、本市としましても国の制度にのっとって行っていくというような形になります。

（菅野）それは反対です。

それから、一般会計からの法定外繰入れの状況は、今回増額になったのですっけ、同じなのですっけ。前年度と比べて。一般会計からの法定外繰入額。

（だから、質問の声あり）

（菅野）うん。今回増額になりましたか。それとも、同額でしたっけ。

（国保年金課長）一般会計からの法定外繰入れについては、300万円ほど減額になっております。

以上です。

(菅野) 何で減額になったのですか。減額しなくてもよかったわけでしょう。

(国保年金課長) こちらは、繰入金の中でのちょっと調整という形で、法定外、その他繰入れのほうが減額になっております。

以上です。

(菅野) 要するに国の制度に合わせたということですか。国の制度に合わせたということ、減額していくということは。

(国保年金課長) 国の制度というふうなお話ありましたがけれども、埼玉県の国民健康保険運営方針におきましても、解消すべき赤字の定義として法定外繰入れの削減というのが示されておりますので、本市としましても当然として取り組むべき課題であると認識しております。

以上です。

(菅野) では、④として、国保税の免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度の拡充というのはできますか。生保基準の1.5倍制度。免除基準を。国保税の。

(国保年金課長) 減免の適用に当たりましては、納税義務者の税負担時期における収入及び生活程度など客観的な状況把握を十分に行い、担税力をしんしゃくの上、他の納税義務者との負担の均衡を失することのないよう慎重に取り扱う必要があると考えておりますので、一律に生保基準の1.5倍等の基準を設けるということは検討しておりません。

以上です。

(菅野) ⑤として、短期保険証の発行は、受療権を守るために正規保険証に替えて全員に発行すること。短期保険証って3か月か何か月ですよ。税金を払えない人に3か月か何か月間だけ短期保険証って発行する制度がありますよね。これはやめて、正規の保険証を全員に発行すべきです。保険制度ですので。この点についてはどうでしょうか。

(国保年金課長) お答えいたします。

特別な事情がないにもかかわらず国保税を滞納している世帯に対し、短期被保険者証を発行し、医療機関で受診できるようにしております。国

保税の納付が困難な場合でも、納税相談の機会を確保することや、国保制度や保険証の利用について周知するため、来庁をお願いしているものです。

以上です。

（菅野）特別な事情って取り立てて言う、一番多い理由というのはどういうことを言っているのですか。特別な事情というのは。

（国保年金課長）特別な事情といいますか、滞納していて、こちらが督促なり催告をしても納付も納税相談等の連絡も一切ないというようなことです。

以上です。

（菅野）表を頂きましたよね。この表の表3、1人及び1世帯当たりの現年度分調定額というのがありますね。表3、上から2段目のところですけれども、令和2年12月末は1人当たりの調定額が8万4,302円、昨年度は8万3,997円、305円上がったのです。それから、1世帯当たりが13万3,271円、1.58人が世帯の数なのです。昨年度は13万4,780円。そうすると1,501円ぐらい今年は減っています。令和2年12月末だから、ちょっとこれ分からないのかもしれませんが。やるのなら3月末でやるのでしょうか。この数値上のことで出ているわけですがすけれども、1人当たり8万4,302円というのは高いですよ。1人当たり現年調定額が。1世帯当たり13万3,271円。要するに社会保険の場合、事業主負担がありますから、なぜ高いかといったら事業主負担がないわけですから、国保の場合。その分をお情けでちょっと下げて、嫌ならやめろということですから、やめてはとて医療費払えませんから、これはどう考えても払える額とは、多い税制ではないかなと思うのです。本当に今、菅政権がもう狙う医療改悪が、本当に医療と高齢者の安心がもう得られないような、そんな政治になっていますよね。さらに、国の言いなりに国保税を値上げした自治体が年間四、五百もどンドン国の言いなりに増えていくということで、今回、菅政権の下で今のこの医療法改悪案が通ると、新型コロナが生活を直撃した20年も422の自治体が値上げして、今回それが通ると国保の平準化、国保料の統一化と財政均衡、公費独自繰入れを廃止

したわけですから、それに向け取組を明記しなければならなくなったということですから、さらに住民が苦しむのに圧力をかけるものになると思います。この点を指摘して討論とします。

(駄目だよ。質問の声あり)

(菅野) 質問とします。

(菅野さん、何を聞きたいか最後に言わないとの声あり)

(菅野) ですから、市民生活がより払いやすい税率となるという点ではないということを示していると思いますので、この点はどうか考えるかということ。国の制度で言うから、しょうがないのだよね。

(しゃべらない、しゃべらないの声あり)

(菅野) お聞きします。

(国保年金課長) 菅野委員のご質問に答えているかどうかというところはちょっとあれなのですが、県内でも鴻巣市の1人当たりの調定額というのは下から数えたほうが早い。ちょっと今資料を持ち合わせていないのですが、31ぐらいというような状況ですので、県内で見ると決して高い国保税ではないというふうに考えております。そこをこの高い収納率で維持をしているというような状況ですので、決して……すみません、ありました。資料が一番、令和元年度の資料になりますが、八潮市が、1人当たりのこれは調定額になるのですが、11万876円です。鴻巣市が8万3,997円、ですから1万8,000円近くの差がありますので、決して県内で比較をしますと高い保険税ではないというふうに考えております。

以上です。

(永沼) 453ページお願いいたします。国民健康保険運営協議会事業でございますが、この開催については令和3年度何回というふうに見込んでいるのか伺います。

(国保年金課長) こちらは6回を見込んでおります。

以上です。

(永沼) これは、毎年大体6回行われているのか、令和3年度だけなの

か、その辺をお聞きします。

（国保年金課長）令和2年度については一応5回分を見込んでおりましたが、令和4年度につきましては、通常開催分の3回と税率改正ということで3回、合わせて6回を見込んでおります。

（令和3年度の声あり）

（国保年金課長）失礼しました。令和3年度は、通常開催分が3回と税率改正等ということで3回の合わせて6回を見込んでおります。

（永沼）457ページです。上の段にあります一般被保険者高額療養費、これについて、説明もあったと思うのですがけれども、この増えた理由を伺います。

（国保年金課長）こちらにつきましては、医療の高度化や高齢化の影響により1人当たり高額療養費が増額すると見込みまして、増額となっております。

以上です。

（永沼）高齢化の見込みというふうな回答でしたので、令和2年度は何人で、令和3年度は何人を対象にしているのかというのをもしありましたら教えてください。

（国保年金課長）令和2年度は、まず前期高齢者ということで65歳から74歳の方、こちらの高額療養費のほうを4万4,000円と、対象者を1万3,500人と見込んでおりました。これが令和3年度につきましては、給付費のほうは4万5,000円、1,000円アップで、人数のほうは1万3,400人と。こちらは、100人ほど減で見えております。それ以外に、前期高齢者以外の一般の方については、令和2年度給付費が2万9,700円のところ、令和3年度は1人当たり3万3,000円、人数のほうは令和2年度は1万2,460人というふうに見込んでおりましたが、令和3年度は1万2,400人ということで、こちらは60人ほど減というふうに見込んでおります。

以上です。

（永沼）単価的には増えて、人数の対象は減っていると、そういう回答でございました。

その下の退職被保険者等高額療養費事業ですが、これも令和2年度に比

べて3年度が減っているという、この理由について教えてください。

（国保年金課長）退職者医療制度につきましては、平成27年3月末に廃止されまして、その退職被保険者が65歳となる令和元年度まで制度を存続させる経過措置が取られておりましたが、令和元年度をもって退職被保険者がいなくなりましたので、予算科目存置としております。このため減額されております。

（永沼）令和元年度になくなったということで、令和3年度1万円を見積もっているのはどんな理由なのですか。

（国保年金課長）令和2年度につきましては、月遅れの請求等があるということで、ある程度の金額のほうを想定をしておったのですけれども、今現在、令和2年度の実績としては、令和元年12月の診療分の177円、1件だけですので、そういったこともありまして令和3年度は科目存置で1万円というような金額を計上しております。

（永沼）次に、459ページ、下のほうに傷病手当金支給事業、令和2年にはこの項目というのにはなかったのですが、この令和3年に出てきた理由について伺います。

（国保年金課長）こちらは、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれました。これを受けまして、本市におきましても令和2年6月定例会におきまして国民健康保険条例の一部改正と補正予算を計上しております。このため、令和2年度当初予算のほうには計上されておられません。

以上です。

（永沼）コロナの原因に基づく条例の変更ということで出てきたものということが理解できました。

461ページ、介護納付金事業というのがあるのですが、令和2年に比べて令和3年は増えているのですけれども、この理由について伺います。

（国保年金課長）こちらは、40歳以上65歳未満のいわゆる2号被保険者

の方の1人当たり負担額の増加により増額となっております。

以上です。

(永沼) 具体的にどのくらい増えているのか伺います。

(国保年金課長) こちらは、ちょっと県全体での数字ということになるのですけれども、令和2年度が1人当たり6万5,232円、こちらが令和3年度7万5,198円、金額にして9,966円、率にして15.28%の増となっております。

以上です。

(永沼) 次に、463ページ、がん検診、糖尿病性腎症重症化予防対策、これについても令和2年に比べて今度は減になっているのですけれども、見込み人数を令和3年度減らしたのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

(国保年金課長) お答えいたします。

がん検診につきましては、具体的に何人という人数のほうは見込んでおりませんが、がん検診の受診者が毎年減少していることから、令和元年度決算額を参考に減額のほうをしております。

以上です。

(永沼) 受診者数が減っているということは受診に来る人が減っているということなので、受診をするよう対策をとることも必要かなというふうに考えるのですが、その辺はどのようにお考えになっているか伺います。

(国保年金課長) おっしゃるとおり、やはり年に1度はこういった健康診断ですとか、がん検診等していただくことは必要かなというふうには思っておりますが、国保の被保険者が毎年減少しておりますので、そういう中でがん検診を受診される方も被保険者の減に応じて減っていているのかなというふうには考えております。

(永沼) 令和2年度は生活習慣病重症化予防対策という項目があったのですが、これに代わるものだと思うのですけれども、令和3年度は糖尿病性腎症重症化予防対策になっていると思われれます。この項目が変わった理由を教えてください。

(国保年金課長) こちらは、埼玉県のほうの事業名が変更になったため、市のほうの細々節名のほうも変更しております。

以上です。

(永沼) 生活習慣病のほうの方が分かりやすいのですけれども、県のほうでこういうふうに変えてしまったということなのですね。分かりました。次に、特定保健指導等委託料、令和2年に比べて増えているということなのですから、この理由について伺います。

(国保年金課長) 新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診の実施時期が例年に比べ2か月後ろ倒しとなりましたので、特定保健指導の開始時期も2か月遅れることとなりました。これにより令和3年度の委託料のほうが増加することから、令和2年12月定例会におきまして令和3年度の債務負担行為限度額の変更のほうを行っております。このため、令和3年度のほうの委託料のほうが増加しております。

(永沼) 特定健康診査委託料、令和2年に比べて減っている理由について伺います。

(国保年金課長) こちらは、国保の被保険者の減少に伴い減額となっております。

以上です。

(永沼) 特定健康診査については、令和3年度1か月延ばすような話があったかなと思うのですけれども、この1か月延ばすことによって受診者は増えるのではないかなとちょっと思うのですけれども、その辺は考慮されていないのでしょうか。

(国保年金課長) がん検診に合わせてというところで令和3年度1か月延ばしたのですが、こちらについては国保の被保険者の減少というところを、そこに重きを置きまして実績等で減額をしております。

(永沼) 先ほどの質問にちょっと合うのですけれども、受診率向上のために、受診費用の無料だとか、花などの記念品を抽せんでプレゼントする、また特定健康診査期間を1か月延長ということをやられているのですけれども、コロナ禍の中で令和2年度も延長しているわけですから、まだ数的なものは決まっていらないと思うのですけれども、コロナ禍

の中の受診期間を延ばしたことの効果というのはあったのかどうかお分かりでしたら教えてください。

(国保年金課長) こちら受診率の無料の効果につきましては、コロナ禍で受診控えですとか、市のほうも受診勧奨等もほとんどできない状況でありましたので、その無料化の効果についてはちょっと不明なところがあります。令和元年度の受診率は、やはりちょっと上回るのは難しい状況ではないかなというふうには考えております。

以上です。

(野本) それでは、440ページの歳入歳出予算事項別明細書のところを中心に質問をさせていただきます。

予算額、歳入歳出116億6,800万円というふうになっておりまして、歳入の中の保険税は前年予算よりも1億3,097万9,000円減額となっておりますが、コロナによる影響を考慮しているというふうな説明がありました。その要因、それから数字の根拠みたいな形を伺いたいと思います。

(国保年金課長) 保険税が前年度予算より1億3,097万9,000円減額になっている要因といたしましては、先ほどもちよっとご説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少がありますので、それによって国保税のほうも減収になるというふうに一応見込んでおります。この根拠といたしましては、収入で、例えば給与収入については対前年で仮にマイナス10%、営業所得についてはマイナス20%、農業所得についてはマイナス10%、不動産所得についてもマイナス10%、こういったふうなちよっと減額をして、結果的にトータルで6.2%の減というふうな形になっております。

以上です。

(野本) 分かりました。根拠があるということですね。

それでは、それによって歳入と歳出のバランスが、当然歳出が伴って減るわけではないので、繰入金については2億2,495万3,000円増額となっています。要は歳入と歳出は繰入れを増やさなければならないという、バランスがやっぱり今までのバランスとは崩れているといたしますか、変わっているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) おっしゃるとおり、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴う国保税の減収と国保事業費納付金の大幅な増加がありますので、収支バランスのほうは悪化をしております。ただし、現在保有しております運営基金のほうを活用し、予算編成のほうを行っております。

以上です。

(野本) 今年が、令和3年度の予算編成が今までとはちょっと違うというふうになりますが、この一般会計からの繰り出し額は7億1,966万5,000円、それとあと運営基金が4億7,000万円、合わせた額が繰り入れられているということになりますが、今年はそうで、これまでここ数年の傾向としてはどのくらいだったのでしょうか。

(国保年金課長) そちらの他会計繰入金と運営基金との合計額ということではちょっとお話をさせていただきますと、令和元年度が11億5,158万1,000円、令和2年度が9億6,471万2,000円、令和3年度が11億8,966万5,000円というところで、特段特徴的な傾向というのはないのですが、先ほどもちょっと菅野委員のところでも申し上げたのですが、その中で他会計繰入金の中のその他一般会計繰入金につきましては、いわゆる法定外繰入れというものですけれども、国民健康保険運営方針のほうでも解消すべき赤字の定義として定義をされておりますので、こちらについては年々減ってきておる状況でございます。

以上です。

(野本) そうしますと、運営基金の残額、それから今後の見込みについてどういう状況でしょうか。

(国保年金課長) 令和2年度末が約7億8,600万、こちらについては歳入歳出予算の概要のほうにも、歳入の表8のほうに記載をさせていただいておりますが、令和2年末が7億8,092万6,523円、令和3年の見込みが3億1,841万1,523円というような数字になっております。

(野本) 分かりました。

最後に、新型コロナの感染症対策の関係予算が組み込まれている、私の先ほどの説明を伺った記憶ですと科目存置というふうな形だったと思い

ますけれども、それでよかったのか。それで、実際にそれがかかっていた場合はどのように、全体の中なので、療養給付ですか、そういうような中で処理されていくものなのか、またその額が国や県から補填されるのか、その辺の状況を伺いたいと思います。

（国保年金課長）新型コロナウイルス感染症対策関係としましては、傷病手当金支給事業のほうがございますが、こちらにつきましては予算科目存置というような形になっております。今回国のほうで対象期間のほうで6月末までということで延長がされましたので、仮に今後傷病手当金の申請があった場合につきましても保険給付費の中で対応は可能というふうに考えております。また、医療費につきましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響というのは考慮はしておりませんので、そこは1人当たり保険給付費等も上昇はしておりますので、特段そこも問題はないかなというふうに考えております。

（大塚）それでは、国保会計につきましては1点だけであります。453ページ、国保の運営協議会について伺います。前任の質問の中で幾つか分かったことがありますので、今回伺いたい内容は、協議会とはどんな形で何をしているかという内容を伺う予定で事前に出してあります。協議会のまず内容なのですが、令和3年度は通常が3回、それから税制改正に係るものが3回、合計6回というのは分かりました。通常開催分の3回についてですが、ちなみにですけれども、令和2年度は5回開催されたというのが先ほど答弁でありましたが、合計ですとね、その5回開催の中で、協議会ですから、当然テーマがあって話し合いとか、議論がされると思うのですけれども、主に出されたテーマ、内容、それがもしお分かりになれば、令和2年度の実績としてどんな内容が出されたのか、それはいかがでしょうか。

（国保年金課長）すみません。先ほど5回というふうにちょっと申し上げてしまったのですが、一応予算上は5回取っておったのですが、実際に実施をしたのは3回になります。その3回の内容なのですが、国保特別会計の予算、決算の説明ですとか、国保事業費納付金ですとか、標準保険税率などの説明のほうを行っております。今年は特にはなかつ

たのですけれども、税率改正等があれば、税率改正ですとか、賦課限度額の引上げ、軽減判定基準額の拡大などについてご審議のほうをいただくような形になります。

以上です。

（大塚）遠い昔に私も川里町の時代に参加したことがありまして、イメージとすると国民健康保険全般の課題ですとかテーマがあって、それに議論したときもあったような、何となく一方的なというか、報告、連絡事項をその場で聞いて終わったようなイメージもあるのです。具体的に協議会という名の下ですから、できたら特定のテーマなり、諮問は別にして、何か皆さんから現状なり、アイデアの収集なり、そういったことというのはこの協議会の中ではできるのでしょうか。

（国保年金課長）一応運営協議会のほうは国保事業の運営に関する重要事項について審議をしていただく場ということですので、もちろん被保険者の代表の方等もいらっしゃいますので、そういった方からいろいろお話のほうを伺う機会でもありますから、そういう中でご意見のほうを伺って、その中で具体化できるもの等については積極的に実施をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）例えば今原課でかかっているというか、関わっている各種の検診事業がありますよね。それも先ほどのやり取り聞いていると受診率が向上していない、なかなか上がらないということも現実の話だと思うのです。例えばそういった特定のテーマを協議会の中で議論というか、投げかけをして、実際に受診対象者である皆さんがメンバーなわけなので、何かいいアイデアというか、そういうものを吸い上げて、国保運営に関して身になるといいますか、参考にするとということがもし可能であれば、令和3年度においてはそういったことも試みてはいかがかなと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

（国保年金課長）我々も受診率の向上というのが大きな目標でありますので、今大塚委員からいただいたようなことを今年度参考としてちょっと取り入れてみたいというふうに考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 資料に沿って数値を挙げて反対討論をいたします。

本市の国民健康保険加入者の実態は、令和3年12月末、全体で世帯数は1万6,520世帯、そして被保険者の数値は2万6,116人、うち前期高齢者が1万3,716人となっています。そして、1世帯当たりの調定額ですけれども、令和2年12月末調定、1人当たりの調定額は8万4,302円、そして1世帯当たりの調定額は13万3,271円、1世帯1.58人を数値としていることが示されました。さらに、年度末の基金保有額が令和3年見込みで3億1,841万1,523円、そして令和2年12月末の延滞金ですけれども、一般分が5,601万4,215円、退職分が115万3,280円、計5,716万7,495円と示されました。一方、国保の人間ドックの数値ですけれども、令和2年は実績40歳から74歳、特定健康診査、令和2年、受診券を交付した人が2万618人、受診者数が4,385人、受診単価が1万1,935円ということで、数値はここでは出ていません。医療費の最高、上位ですけれども、1か月の医療費が令和2年の3月から11月で一番高い人が735万5,850円、2番目に高い医療費の人が616万5,660円、3番目に高い人が547万6,380円、4番目の人が546万5,230円、5番目の人が531万6,850円と大変医療費が高いということです。やはり早期発見、早期治療ということで医療費を減らしていくということが必要であると思います。一方で、出産費に関しては、令和3年では、42万円補助するわけですけれども、65件、一方で葬祭費は、5万円補助ですが、180件ということです。それで、人間ドックは1,300件、脳ドックは175件、3,000円出す保養所の件は1,000件ということです。特定健診の受診者、これは令和2年は、40歳から74歳の方ですけれども、受診券を交付した方が2万618人、そのうち受診者は4,385人ということで、健診単価は1万1,935円となっています。早期発見、早期治療で、そして払える額にしていく国保制度であるということ

が必要であると思います。今回一括法案が今でも高過ぎる国保税をさらに値上げする誘導の下で導入されようとしています。サラリーマンが加入する健康保険は、保険料を事業主と労働者が折半するわけですがけれども、国保は事業主負担がないために平均サラリーマンの健康保険料の2倍以上になるという状態であります。さらに、2018年度からは都道府県を国保財政の責任主体とする国保の都道府県化を実施したことで独自繰入れを削減、廃止して、国保料を都道府県が市町村ごとに算定する標準保険料率に合わせたことで、都道府県単位で統一することを求めてきました。このことによりまして国保税を値上げする自治体が急増してきたわけです。保険料の平準化、国保税の統一化と財政均衡、公費繰入れ廃止に向けた取組を都道府県化国民健康保険運営方針に繰り入れる取組を明記しなければならないことになりました。後期高齢者と国保制度のいわゆる2つの医療改悪が、今コロナで苦しむ住民を、さらに国保税値上げの圧力をこれは自治体に加えるものであるとして、市民の皆さんにも医療への大きな負担を強いるものですので、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 613ページ、上の段の後期高齢者医療特別会計庶務事業の郵券料、これについては令和3年度が減というふうになっているのですが、この理由については。伺います。

(国保年金課長) こちらにつきましては、当初予算要求額のほうがちょっと過大でありましたので、令和元年度の決算額等を参考といたしまして減額をしております。

以上です。

(永沼) 実績に基づいて算定したということによろしいですか。

次に、その下段のほうに後期高齢者医療広域連合納付金事業、年々増加しているふうになっておりますが、令和元年度、令和2年度、あと令和3年度の対象人数って分かるのでしょうか。

(国保年金課長) 令和元年度が1万6,221人、令和2年度が1万6,697人、令和3年度が1万7,417人となっております。

(永沼) 対象人数が増えたことによって予算も増えているというのは分かりました。

最後に、予備費というのが出てくるのですけれども、実際予備費を使うことってあったのでしょうか。それだけお聞きします。

(国保年金課長) 後期高齢のほうで予備費というのは使うことはありません。令和2年度、予備費がちょっと多くなり過ぎましたので、一般会計のほうに1,000万ほど戻しております。

以上です。

(野本) 後期高齢者医療特別会計について、これはもう広域化という形でやっているわけですが、まだまだ今後も団塊の世代が入ってくる、今説明がありました2025年ですか、までは増え続けるということがありました。これ広域化でやっていくことは本市にとってどうメリットあるのかということをもっと最初に伺いたいと思います。

(国保年金課長) 広域化のメリットといたしましては、財政基盤のほうが大きくなりますので、医療費の変動ですとか被保険者の保険料額について安定的な運営のほうを図られるほか、事務の一元化によりまして事

務の効率化や経費の削減というのが図られます。本市におきましても、広域化のメリットにより負担の軽減のほうを図られておるといふふうに認識しております。

以上です。

（野本）特に今年度は、先ほどの国民健康保険のところもそうですが、コロナ禍という、コロナ対策、対応という部分では影響はあるのでしょうか。

（国保年金課長）先ほど国保のほうでもご説明をさせていただいたのですけれども、国保と同様に傷病手当金ですとか、ちょっと金額のほうは今押さえてはいないのですけれども、コロナによって収入が減少した場合のコロナ減免等、そういったものもあるかと思えます。後期高齢者の場合は、やはり持病等があつて受診控えというのがあまりできないような状況ではあるので、コロナ禍においても国保ほど医療費というのは減っていないような状況かなといふふうには思っております。

以上です。

（菅野）最初にちょっと聞きますけれども、今回、後期高齢者医療制度の前身である老人保健法、これを、老人保健制度ができたのは1983年なわけで、そのときは国庫負担の割合が45%も出していたのです。それが菅政権になって、今それは世間ではないけれども、その後の改悪で後期高齢者医療制度を導入したのは2008年ですから、このときには45%だったものが36%まで今度国の負担割合を下げているのです。そして、20年度ではさらに33%まで減ってきているという。後期高齢者の負担が増えるという要因は、まずこの国庫負担の軽減にあるということですが、このことが鴻巣の高齢者医療制度の中にも数値として示される状態になりますか。この数値で決まったのだからいくという感じで、国で決めたのだからという、減った、人数も増えているから、事業費として数値部分というのは出ますか。それは出ませんか。政府が言う自助、共助、公助なんていうのはないですよ。みんないわゆる高齢化社会の国民にしわ寄せするといふところですので……

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 3 分)



(開議 午後 3 時 3 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 再度質問します。

限度額の引上げによる負担増と市民生活の実態を問うとしているわけですが、要するに老人保健法がこれに代わったものだと制度的にも思うわけですが、どんどん改悪されているのです、75歳以上になると。私も今年1月から76歳になった途端、があんと上がったのです、確かに。ですから、これは今の年金削減の中で市民生活には後期高齢者医療の制度がどのように反映、生活難とか医療を受けづらくする、我慢をするというのですか、ちょっとのことでは行かないと、病院に、だから悪化してしまいますよね、そうすると。そういうのにどういう影響があるか、そういうのは数値の中で出ませんか。こちらにいろんな数値がありますけれども。出ないものかね。一々聞くわけではないから分からないのか。答えようがない。答えようがなければいいですけれども。

(国保年金課長) 負担割合については、今1割、3割というところになりますので、令和3年度につきましても1割、3割。今国会で審議をしているのは、2割負担というのも令和4年度の10月以降というふうなお話ですので、その負担割合が上がることによって受診控えでお医者さんに行かなくなる人の人数等というのはちょっとこちらでは把握はできませんので。

(菅野) 平均年収の方の保険料なのですが、平均年収の方の保険料の実態ですが、これが……今回は窓口2割負担は……今度2割負担になりますよね。これは3月まで、この後はなりますよね、2割負担に。令和3年度から2割負担になるわけですよね。

(何事か声あり)

(菅野) ならない。

(何事か声あり)

(菅野) 75歳以上が支払う原則1割負担の医療費窓口負担が2割負担を

導入するという事を2022年度後半から導入するという計画なのです。うまく考えていますね。そうすると、これ受診抑制につながるのではないかと思うのです。さらに、収入によっては、夫妻で年収520万以上あると現役並みだといって、今度は3割負担になるわけです。今でもそうですけれども。そうすると、年金収入によって大変高額な保険料を払わなければいけないという事態になるのがこの制度なのではないですか。後期高齢者医療制度。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時39分)



(開議 午後3時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を行います。

(菅野) では、改めて質問しますが、平均年収を例に挙げての保険料は現在幾らとなるのでしょうか。

(国保年金課長) 平均年収200万円の単身世帯の後期高齢者医療の保険料についてお答えをいたします。

均等割が2割軽減の適用となりまして、まず均等割のほうが3万3,360円、所得割につきましては3万7,412円となります。均等割と所得割の合計額から100円未満の端数は切捨てをしますので、年間で7万700円の保険料となります。月に直すとおよそ5,900円の保険料となります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 現在の後期高齢者医療制度の前身である老人保健制度ができた1983年、老人医療費に占める国庫負担の割合は45%でした。その後の改悪で、後期高齢者医療制度を導入した2008年度には、後期高齢者医療費

に占める割合が36%まで、45から36ですから、9%も低下したわけです。さらに、20年度までは33%にまで減らしました。現役世代の負担が増えた原因は、政府が国庫負担を減らしてきたからです。高齢者自身の負担、自助を強化して、現役世代による負担の肩代わり、共助を温存する一方で、国庫負担、公助を大幅に後退させる。今回の負担増案には、菅政権が唱えている自助、共助、公助の本質が現れています。現役世代の負担軽減を言うのなら、減らしてきた国庫負担を元に戻すべきです。能力に応じた負担を言うのなら、受診者抑制をもたらす窓口負担ではなく、税と保険料で大企業、富裕層にこそ負担を求めるべきです。医療が必要な人ほど負担が増える窓口負担の引上げは、最悪の重症者いじめです。患者負担は低額に抑えて、重症、軽症にかかわらず必要な医療を給付するのが公的医療制度の本来の在り方ではないでしょうか。ヨーロッパ諸国やカナダでは、公的医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本も、1980年代までは健保本人は無料、老人医療費は無料制度でした。各世代の窓口負担引下げの検討こそ今求められています。1人当たりの年間収入に対する患者負担、一部負担の比率は、20歳から24歳が1.6%、これは日本医師会が示した資料ですけれども、25歳から29歳が1.0%、30から34歳1.0%、35から39、1.0%、40から44、1.0%、45から49、1.1%、50から54、1.3%、55から59、1.8%、60から64、2.6%、65から69、3.5%、70から74、3.3%、75から79、3.7%、80から84、4.4%、85歳以上は5.7%となっています。こうした状況を討論し、反対討論といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでした。

(閉会 午後3時55分)